

自 令和3年3月 4日

至 令和3年3月11日

令和3年第1回平内町議会定例会

会 議 録

平内町議会事務局

令和3年第1回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	5
1、会期日程表	
1、議事日程表（第1号）	
1、議事日程表（第2号）	
1、議事日程表（第3号）	
1、町長提出議案	11
1、報 告	
1、委員会審査報告書	
第1号（3月4日 木曜日）	21
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 会・開 議	
1、諸 報 告	
1、会議録署名議員の指名	
1、会期の決定	
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）	
1、休 会 提 議	
1、散 会	
第2号（3月5日 金曜日）	33
1、本日の会議に付した事件	
1、出席議員及び欠席議員	
1、法121条による出席者	
1、出席事務局職員	
1、開 議	
1、一 般 質 問	
◎ 田中 大君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 太田満則君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（地域整備課長 佐々木隆志君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）	
（健康増進課長 松山秀子君）	
◎ 田中光弘君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
（総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君）	
◎ 田中茂勝君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	
◎ 亀田弘徳君	
答 弁（町 長 船橋茂久君）	

(福祉介護課長 塩越信子君)
 (企画政策課長 渡邊仁志君)
 (農政課長・農業委員会事務局長 飯田千代志君)

◎ 小笠原智鶴子君

答 弁 (町 長 船橋茂久君)

1、質 疑	59
1、予算特別委員会設置		
1、議 案 付 託		
1、請 願 付 託		
1、休 会 提 議		
1、散 会		
第3号 (3月11日 木曜日)	63
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 議		
1、予算特別委員会報告		
1、表 決	65
議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号		
議案第 5 号 議案第 6 号 議案第 7 号 議案第 8 号		
議案第 9 号 議案第10号		原案可決
1、総務福祉常任委員会報告		
1、経済文教常任委員会報告		
1、表 決	67
報告第 2 号		承 認
議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号		
議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号		
議案第19号 議案第29号 議案第30号 議案第31号		
議案第32号 議案第33号 議案第34号		原案可決
請願第 1 号		採 択
1、表 決	68
議案第20号		原案可決
1、表 決	69
議案第21号		原案可決
1、表 決	69
議案第22号		原案可決
1、表 決	70
議案第23号		原案可決
1、表 決	70
議案第24号		原案可決
1、表 決	70

議案第25号	原案可決	
1、表 決	71
議案第26号	原案可決	
1、表 決	71
議案第27号	原案可決	
1、表 決	72
議案第28号	原案可決	
1、表 決	72
議案第35号	同 意	
1、表 決	72
議案第36号	同 意	
1、表 決	73
発議第1号	原案可決	
1、議員派遣	73
	承 認	
追加日程		
1、表 決	74
発議第2号	原案可決	
1、町長挨拶 (町長 船橋茂久君)		
1、閉 会		

[参考登載]

平内町告示第9号

令和3年第1回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年3月1日

平内町長 船 橋 茂 久

記

1. 日 時 令和3年3月4日(木) 午前10時00分
2. 場 所 平内町議会議場

令和3年第1回平内町議会定例会 会期日程表

令和3年3月4日招集

月 日	開議時刻	件 名
3月4日 (木)	午前10時	本会議 開 会 ・ 開 議 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明) 散 会
3月5日 (金)	午前10時	本会議 開 議 第 1 一 般 質 問 第 2 質 疑 第 3 予算特別委員会設置 第 4 議 案 付 託 第 5 請 願 付 託 散 会
3月6日 (土)		休 会
3月7日 (日)		休 会
3月8日 (月)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)
3月9日 (火)	午前10時	休 会 (予算特別委員会)
月 日	開議時刻	件 名

3月10日 (水)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)
3月11日 (木)	午後1時30分	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 予算特別委員会報告</p> <p>第 2 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 3 議案第20号</p> <p>第 4 議案第21号</p> <p>第 5 議案第22号</p> <p>第 6 議案第23号</p> <p>第 7 議案第24号</p> <p>第 8 議案第25号</p> <p>第 9 議案第26号</p> <p>第10 議案第27号</p> <p>第11 議案第28号</p> <p>第12 議案第35号</p> <p>第13 議案第36号</p> <p>第14 発議第 1 号</p> <p>第15 議員派遣の件</p> <p>追加日程</p> <p>第16 発議第 2 号 (町 長 挨 拶)</p> <p>閉 会</p>

令和3年第1回平内町議会定例会

3月4日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和3年第1回平内町議会定例会

3月5日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 予算特別委員会設置

日程第 4 議 案 付 託

日程第 5 請 願 付 託

散 会

令和3年第1回平内町議会定例会

3月11日議事日程表（第3号）

開議時刻 午後1時30分

開 議

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 予算特別委員会報告 |
| 日程第 2 | 総務福祉・経済文教常任委員会報告 |
| 日程第 3 | 議案第20号 平内町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 4 | 議案第21号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 5 | 議案第22号 平内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案 |
| 日程第 6 | 議案第23号 平内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 7 | 議案第24号 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 8 | 議案第25号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 9 | 議案第26号 平内町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第10 | 議案第27号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第11 | 議案第28号 工事の請負契約の一部変更について
〔デジタル防災行政無線（同報系・移動系）整備工事〕 |
| 日程第12 | 議案第35号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |

日程第 1 3 議案第 3 6 号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき
同意を求めることについて

日程第 1 4 発議第 1 号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案

日程第 1 5 議員派遣の件

(追加日程)

日程第 1 6 発議第 2 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意
見書案

(町長挨拶)

閉会

令和3年第1回平内町議会定例会会議録

令和3年3月4日 開 会

令和3年3月11日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第1号 令和3年度平内町一般会計予算案
議案第2号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計予算案
議案第3号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案
議案第4号 令和3年度平内町水道事業会計予算案
議案第5号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計予算案
議案第6号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案
議案第7号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案
議案第8号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計予算案
議案第9号 令和3年度平内町介護保険特別会計予算案
議案第10号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案
報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕
議案第11号 令和2年度平内町一般会計補正予算案
議案第12号 令和2年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
議案第13号 令和2年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案
議案第14号 令和2年度平内町水道事業会計補正予算案
議案第15号 令和2年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案
議案第16号 令和2年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案
議案第17号 令和2年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案
議案第18号 令和2年度平内町介護保険特別会計補正予算案
議案第19号 令和2年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案
議案第20号 平内町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案
議案第21号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案
議案第22号 平内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
議案第23号 平内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
議案第24号 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第25号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第26号 平内町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案
議案第27号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案
議案第28号 工事の請負契約の一部変更について
〔デジタル防災行政無線（同報系・移動系）整備工事〕
議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について
議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について
議案第31号 平内町道路線の認定について
議案第32号 平内町道路線の廃止について
議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について

- 議案第 34 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森
県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 議案第 35 号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 36 号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

2、議員提出案件

- 発議第 1 号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案
- 発議第 2 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案

3、請 願

- 請願第 1 号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願

4、報 告

- 報告第 1 号 専決処分した事項の報告について〔損害賠償の決定について〕
例月出納検査結果報告書

平内町議会議長 船橋健人 殿

予算特別委員長 倉内清一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第1号	令和3年度平内町一般会計予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第2号	令和3年度平内町国民健康保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第3号	令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第4号	令和3年度平内町水道事業会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第5号	令和3年度平内町特殊索道事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第6号	令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第7号	令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第8号	令和3年度平内町公共下水道事業特別会計予算案	上記同じ	上記同じ
議案第9号	令和3年度平内町介護保険特別会計予算案	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第10号	令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案	原案どおり可決すべきもの	処置妥当

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第2号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
議案第11号	令和2年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	上記同じ
議案第12号	令和2年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第18号	令和2年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第19号	令和2年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第33号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第34号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について	原案どおり可決すべきもの	処置妥当

令和3年3月11日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第94条の規定により報告します。

記

受理番号	件名	委員会の意見	審査の結果
請願第1号	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願	願意妥当	採択すべきもの

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
報告第2号	専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕(所管部分)	原案どおり承認すべきもの	処置妥当
議案第11号	令和2年度平内町一般会計補正予算案(所管部分)	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第13号	令和2年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第14号	令和2年度平内町水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第15号	令和2年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第16号	令和2年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第17号	令和2年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第29号	漁港整備事業工事分担金賦課徴収について	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第30号	港湾整備事業工事分担金賦課徴収について	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第31号	平内町道路線の認定について	上記同じ	上記同じ
議案第32号	平内町道路線の廃止について	上記同じ	上記同じ

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
- 日程第2、会期の決定
- 日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

出席議員 11名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
3 番 小笠原 智鶴子君	4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君
6 番 太 田 満 則君	7 番 七 尾 潔君	8 番 倉 内 清 一君
9 番 佐々木 徳 正君	10番 田 中 光 弘君	

欠席議員 1名

1 番 田 中 聡君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 渡 邊 仁 志君	税 務 課 長 藤 田 一 浩君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 松 山 秀 子君
健康増進課指導監 大 水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 逢 坂 重 良君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君	会 計 管 理 者 飯 田 剛 志君
平内中央病院事務局長 田 中 正 美君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 船 橋 英 樹君	代表監査委員 畑 井 伸 一君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第1回平内町議会定例会を開会します。出席議員が11人でありますので、会議は成立します。ただちに本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭をとらせますので、全文を続けて朗読願います。全員ご起立願います。

（町民憲章を朗読した）

議長（船橋健人君） ご着席願います。

議長（船橋健人君） 次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（佐々木一成） それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に、町長より提出されました案件は、

「議案第1号 令和3年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和3年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案」、「議案第7号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案」、「議案第8号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計予算案」、「議案第9号 令和3年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第10号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」、「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕」、「議案第11号 令和2年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第12号 令和2年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第13号 令和2年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第14号 令和2年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第15号 令和2年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和2年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第17号 令和2年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第18号 令和2年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第19号 令和2年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第20号 平内町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案」、「議案第21号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」、「議案第22号 平内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」、「議案第23号 平内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」、「議案第24号 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案」、「議案第25号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」、「議案第26号 平内町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案」、「議案第27号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案」、「議案第28号 工事の請負契約の一部変更について〔デジタル防災行政無線（同報系・移動系）整備工事〕」、「議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第31号 平内町道路線の認定について」、「議案第32号 平内町道路線の廃止について」、「議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合同規約の変更について」、「議案第34号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について」、「議案第35号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、「議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」以上37件であります。

次に、議員提案の案件は、「発議第1号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」1件であります。

また、今定例会までに、受理した請願書は、「請願第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援を求める意見書」採択を求める請願書」1件であります。

次に、報告関係では、町長より、「報告第1号 専決処分した事項について〔損害賠償額の決定について〕」。

また、平内町監査委員からは、例月出納検査結果報告書が提出されましたので、議員各位に配布してあります。

次に、町長より、平内町水道事業に係る経営戦略についてまた、平内町観光施設事業に係る経営戦略についての提出がありましたので、参考資料として議員各位に配布してあります。

また、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ、出席通知のありました者の、職・氏名及び職務のために出席した者の、職・氏名については、お手元に、お配りしてありますので、ご了承願います。以上で、議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君）以上で諸報告を終ります。これより日程に入ります。



日程第1、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君）日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番太田満則君、7番七尾 潔君を指名します。



日程第2、会期の決定

議長（船橋健人君）日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から3月11日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの8日間とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。



日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君）日程第3、「議案第1号」から「議案第10号」まで「報告第2号」及び「議案第11号」から「議案第36号」まで以上37件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。

（「議長」の声あり。）町長。

町長（船橋茂久君）どうも、おはようございます。

本日ここに、令和3年第1回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず、本年1月19日夜遅く、東田沢地区において発生した住宅火災におきまして、3名の方の尊い命が失われました。亡くなられた方々に対し、心より御冥福をお祈り申し上げますとともに、大切な家族を亡くされた御遺族、自宅等甚大な被害にあわれ、避難等の生活に苦しんでおられます方々へ心から御見舞い申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、国内においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、4月には、国は、緊急事態宣言を発令、国民には、外出自粛を呼びかけ、遊興施設や商業施設など幅広い業種に休業を要請、繁華街や駅から人の姿が減り、また、感染拡大防止のため、全国の小・中学校や高校などの一斉休校、夏に開催予定であった東京オリンピック、パラリンピックの一年の延期など、現在もなお、国民生活に大きな影を落とし、感染拡大が、収まらない状況であります。不幸にも、感染症で亡くなられた多くの方々に、御冥福をお祈り申し上げ、現在も、感染症に苦しめられている方々の一日も早い御快復をお祈りし、感染症に向き合い、携わっておられる多くの医療関係者の皆様に、

深い感謝と敬意を申し上げます。国民へのワクチン接種が進み、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の早期収束を願うばかりであります。

国際情勢においては、11月、米国新大統領にジョー・バイデン氏が選出、前トランプ大統領が、米国第一主義を掲げ、国際秩序の混乱や、トランプ政権での4年間で深まった米国国民の大きな分断をいかに、修復、回復するのか大いに注目しているところであります。また、隣国、中国では、香港での反体制活動を取り締まる「国家安全維持法」を可決、法律の施行により、一国二制度の下での香港の「高度な自治」は、形骸化が決定的となり、また、尖閣諸島を取り巻く状況につきましても、武器の使用を認める「海警法」の施行もあり、一触即発の事態など、予断を許さず、更に、ロシアにおいても、民主化運動の野党指導者の逮捕、実刑判決など、民主主義に対する権威主義の台頭は、日本にとっても、政治、経済的にも、大きな影を落とし、不安定な1年となりました。

さて、町の基幹産業であるホタテ養殖においては、出荷の中心となる令和元年産貝の成長は平年を上回っておりましたが、夏場前から各地でへい死が始まり、量的には4万トンと前年より約1万トンの減産となりました。それに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により国内外の需要が大幅に減少し、販売単価は低迷し、ホタテだけで約49億3千万円、ナマコ等を含めた水揚全体では約57億円となりました。また、現在、耳吊り作業中の稚貝については、大きさは平年並みとなっているものの、へい死率、異常貝出現率ともに平年を上回っているため、耳吊りを終えた貝が冬季間の波浪などを乗り越え、どの程度出荷時期まで生き残れるのか危惧しているところであります。

一方、水稻については、昨冬の記録的な暖冬小雪により春先からの水不足や低温・日照不足により生育が大変心配されましたが、その後の天候の回復により、気温や日照時間が平年を上回る日が続き、出穂後の登熟が順調に推移したため、作況指数は、105の「やや良」になりました。また、航空防除による適切な薬剤散布により、基幹品種である「まっしぐら」の1等米比率は、92パーセントと高い結果となりました。今後とも発生すると考えられる異常気象等に対応すべく、県はじめ関係機関と、より一層の連携をして生産管理に万全を期すための体制を図って参りたいと考えております。

町政については、新消防庁舎が4月1日に開署、運用開始となり、防災行政用無線設備更新デジタル化工事につきましても、一部、旧施設の解体工事を残しておりますが、事業も完了いたします。その他、中学生までのインフルエンザ予防接種事業や熱中症対策としての小・中学校へのエアコン設置事業や、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金などを活用しました光ファイバー網の未整備地区への整備事業、また、自然災害発生時などにおける避難所での三密対策のための防災用備品購入事業、子育て応援特別定額給付金事業、飲食業等臨時支援金事業、大学生等応援給付金事業、プレミアム食事券及びプレミアム商品券事業など、町民の暮らし、経済に直結した事業の展開を推進して参りました。これも偏に議員各位の御理解と御支援の賜物と深く感謝と御礼を申し上げます。

我が国の経済状況を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって持ち直しの動きが続くことが期待されております。また、国の新年度予算方針では、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、「経済財政運営と改革の基本方針2020」に掲げられている主な施策項目及びそれを具体化する成長戦略の実行計画を踏まえ、ポストコロナの新しい社会をつくっていき、行政のデジタル化や規制改革を含め、新しい社会を支える「人・イノベーション」への投資を強化、活力ある地方を創るべく、中小企業の生産性向上や観光や農林水産業の振興、地域公共交通の活性化などにより、地方の所得を増やし、地方を活性化

し、都会から地方への、新たな人の流れをつくり、更に、不妊治療への保険適用に取り組む等切れ目ない子育て支援や保育サービスを拡充するなど少子化対策を含め、全ての世代の方々が安心できる社会保障制度を構築、若者も高齢者も女性も障害も難病のある方も皆が活躍できる地域共生社会の実現に取り組み、加えて、自然災害からの復興や国土強靱化、国際連携の強化、経済安全保障の観点から多角的自由貿易体制の維持強化など、新たな国際秩序に向けて外交力の強化や必要な防衛力の整備等の安全保障の強化に取り組むとされています。

このような状況を踏まえ、令和3年度の予算編成に当たりましても、コロナ禍の中、町民の命や、暮らしを守り、次の世代、未来に繋がる施策実現のための予算編成といたしました。

さて、今定例会には、令和3年度における各会計の当初予算案をはじめ、令和2年度の各会計の補正予算案及び条例の改正案等合わせて37件を提案しておりますので、その概要について御説明申し上げ議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「議案第1号 令和3年度平内町一般会計予算案」についてであります。歳入歳出ともに6億5千万円となり、前年度当初予算に比し8億4千万円（約11.2パーセント）減額となりました。

また、コロナ禍の影響により景気の低迷が長引いていることを踏まえ、町税、地方消費税交付金、地方交付税等歳入不確定部分の過大計上を抑制したため、歳入が不足する厳しい予算編成となりました。

予算の歳出から申し上げますと、まず、職員等の人件費、扶助費、公債費等義務的費用のほか、実施する主な事業費用等について各款ごとに御説明いたします。

1款議会費では、議員の報酬及び研修等議会活動に要する費用等7,999万7千円を計上。

2款総務費では、人件費、庁用諸費、町有財産管理費、生活路線バス運行委託費、一般コミュニティ助成事業費、電算管理費、定住促進新築住宅及び家賃補助事業費、税の賦課徴収費、戸籍住民関係費、選挙費等合わせて8億2,170万7千円を計上。

3款民生費では、町社会福祉協議会運営費、重度心身障害者医療費及び障害者介護・訓練等給付費、ひとり親家庭等医療給付費、保育所等施設型給付費、地域子ども・子育て支援事業委託費、児童手当事業費等合わせて10億9,201万3千円を計上。

4款衛生費では、町民の健康増進と疾病予防管理等の徹底を図るための各種検診・乳幼児健診等及び予防に要する経費、乳幼児から高等学校卒業まで対象を拡大した乳幼児・子ども医療給付費、斎場の管理運営費、廃棄物収集運搬及び処理業務委託費、外の沢埋立地維持管理費及び最終処分場建設候補地選定業務委託費等合わせて5億4,540万4千円を計上。

5款労働費では、勤労青少年ホームの管理運営費等1,519万3千円を計上。

6款農林水産業費では、農業団体等活動助成事業費、農業用道水路補修事業費、機構集積協力金等交付事業費、多面的機能支払交付金事業費、林道整備事業費、森林経営管理事業費、漁港建設事業費、ホタテ貝養殖業構造改善緊急特別対策事業費、ホタテ養殖の残渣等を処理するための廃棄物処理施設管理運営費、山村開発センター施設費等合わせて3億8,821万1千円を計上。

7款商工費では、ひらなまるごとグルメ館総務事務費、ビジネス交流拠点構築事業費、地域活性化住宅リフォーム支援事業費、町商工業者に対する事業活性化資金・小口資金特別保証預託金、夏泊公園観光施設等に係る維持管理費、夜越山森林公園、花き温室等に係る維持管理運営費、平内いきいき健康館に係る指定管理費等合わせて2億581万4千円を計上。

8款土木費では、道路新設改良事業費及び道路維持事業費、小湊港の港湾改良事業費、水害地帯環

境整備事業費、雷電橋及び清水川橋補修工事費、除排雪委託費及び除雪機械購入費、東和東滝線融雪溝設置工事費、公・町営住宅管理費等合わせて5億3,761万円を計上。

9款消防費では、青森地域広域事務組合に対する負担金等常備消防費ほか、平内町消防庁舎管理費、非常備消防費用として浜子分団小型動力ポンプ付積載車購入費、消防団員被服費等合わせて4億5,712万1千円を計上。

10款教育費では、児童生徒の各種検診事業費、スクールバス運行委託費ほか、学校給食センター管理運営費、学校教育充実事業費、小・中学校の教育振興事業費及び施設等維持管理費、放課後子ども教室推進事業費、公民館活動及び各種スポーツ振興費等合わせて5億1,728万3千円を計上。

11款災害復旧費では、事務費用及び消耗資材費用14万5千円を計上。

12款公債費では、各種事業実施に係る地方債の元利償還金等5億6,251万1千円を計上。

13款諸支出金では、平内中央病院事業会計等、各特別会計への繰出金等合わせて14億2,599万1千円を計上。

14款予備費では、昨年同額の100万円を計上いたしました。

一方、これらに対する歳入の主なものといたしまして、自主財源の根幹である町税においては、基幹産業であるホタテ水揚量減少に伴う減収とコロナ禍の影響等による企業の業績不振を見込み、昨年度より1,500万円強の減額といたしました。

地方交付税では、国の地方財政計画をもとに町の見込額を計上。国庫・県支出金では、それぞれの事務・事業に対する負担金、補助金及び委託金を計上。町債では、それぞれの事業別、目的別の見込額を算出計上し、なお不足する一般財源につきましては、財政調整基金を繰入し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第2号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに20億2,845万2千円となり、前年度当初予算に比し6,482万9千円（約3.3パーセント）の増額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費及び運営協議会費のほか、被保険者に係る保険給付費、県へ納付する事業費納付金及び特定健診・特定保健指導を実施するための保健事業費等に所要額を計上いたしました。

一方、歳入では、国民健康保険税のほか、医療給付などに対して交付される県支出金及び一般会計からの繰入金等を計上いたしました。

次に、「議案第3号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」であります。収益的収入及び支出における収入の予定額は、医業収益で10億8,656万1千円、医業外収益で3億1,204万8千円、介護サービス事業収益4,053万4千円を見込み、病院事業収益を前年度当初に比べ6,362万円増の14億3,914万3千円といたしました。

一方、支出については、医業費用を14億7,212万6千円、医業外費用を2,912万5千円、介護サービス事業費用を13万円とし、病院事業費用を前年度当初に比べ2,049万円増の15億138万1千円といたしました。

これにより、令和3年度の収益から費用を差し引いた純損失は、6,223万8千円になる見込みとなりました。

次に、資本的収入及び支出における収入では、企業債を2,390万円、一般会計負担金を2億2,860万7千円計上いたしました。

一方、支出では、建設改良費を2,755万8千円、企業債償還金を2億2,314万9千円、医

療職就学資金貸付金を180万円計上し、収入支出ともに2億5,250万7千円の同額といたしました。

なお、一般会計からの繰入金は、収益的収入と資本的収入を合わせて4億7,214万1千円計上いたしました。

次に、「議案第4号 令和3年度平内町水道事業会計予算案」であります。収益的収入の基礎であります業務の予定量については、水道給水戸数4,400戸、年間総給水量106万6,068立方メートルであり、これによる水道営業収益は2億7,809万5千円を見込みました。営業外収益では、一般会計からの繰入金、長期前受金戻入等で3,206万9千円となり、事業収益合計3億1,016万4千円といたしました。これらに対する収益的支出の水道営業費用は、2億1,145万2千円となり、営業外費用と合わせ水道事業費用合計を2億4,868万9千円といたしました。これに消費税の精算等で、実質収支は6,147万5千円の純利益を見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出については、収入で重要給水施設配水管布設事業等に係る企業債、国庫補助金を見込み、収入合計で7,010万7千円を計上、支出では、重要給水施設配水管布設事業等に係る建設改良費として7,935万3千円、企業債償還金と合わせ支出合計を2億2,428万円といたしました。

なお、資本的収入が支出に対して不足する額1億5,417万3千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、「議案第5号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに2,350万円となり、前年度当初予算に比し155万8千円（約7.1パーセント）の増額となりました。歳出の増額についてはヒュッテのトイレ改修と圧雪車の点検にかかる経費が発生したためです。そのほかは指定管理料と索道施設の管理運営に必要な最小限の諸費用を計上し、歳入では、一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

次に、「議案第6号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案」であります。歳出では、職員人件費のほか処理施設及び合併処理浄化槽維持管理委託料、機械修繕費、消費税、地方債の元利償還金等を計上いたしました。歳入では、使用料及び手数料、国庫支出金等のほか、町債として浄化槽市町村整備推進事業債、資本費平準化債をそれぞれ見込み、歳出との不足分については一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

これにより、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億5,517万円となり、前年度当初予算に比し約1.2パーセントの減額となりました。

次に、「議案第7号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案」であります。歳出では、職員人件費のほか処理施設維持管理委託料、機械修繕費、漁集排施設機能保全工事、地方債の元利償還金等を計上いたしました。歳入では、使用料及び手数料、県支出金等のほか、町債として漁業集落排水事業債及び資本費平準化債をそれぞれ見込み、歳出との不足分については一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

これにより、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億1,976万5千円となり、前年度当初予算に比し約14.6パーセントの増額となりました。

次に、「議案第8号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計予算案」であります。本事業は、平成18年4月に一部供用を開始し、現在の加入状況は、普及世帯1,942世帯に対し、779世帯が接続しており、供用地区の接続率は40.11パーセントになっております。現在も未普及地域が残っている状況でもありますので、本年度においても管渠工事を実施し、普及世帯の拡大並びに接

続率向上を図るものであります。

予算の概要について歳出では、職員人件費のほか、処理場の維持管理費、建設事業に伴う各委託料及び公営企業会計移行業務委託費、管渠工事費、地方債に係る元利償還金等を計上いたしました。歳入では、使用料及び手数料、県支出金等のほか、町債として公共下水道事業債、資本費平準化債及び特別措置分の下水道事業債をそれぞれ見込み、歳出との不足分につきましては一般会計からの繰入金をもって措置することといたしました。

これにより、歳入歳出予算の総額はそれぞれ4億3,345万4千円となり、前年度当初予算に比し約2.9パーセントの増額となりました。

次に、「議案第9号 令和3年度平内町介護保険特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに13億8,603万円となり、前年度当初予算に比し6,484万4千円（約4.9パーセント）の増額となりました。

予算の概要について歳出では、職員の人件費のほか、介護サービス等諸費及び介護予防サービス等諸費に係る保険給付費及び地域支援事業費等を計上いたしました。歳入では、介護保険料のほか、保険給付費等に係る国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び一般会計からの繰入金を計上いたしました。

次に、「議案第10号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」であります。歳入歳出ともに3億914万8千円となり、前年度当初予算に比し1,791万4千円（約5.5パーセント）の減額となりました。

予算の概要について歳出では、広域連合への負担金等を計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料のほか一般会計からの繰入金等をもって措置いたしました。

次に、「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕」であります。国の第3次補正予算が令和3年1月28日付で成立したことに伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制の整備が急務なこと、橋梁補修工事、道路改良工事、東和東滝線融雪溝設置事業、白砂地区漁港施設機能強化事業における国・県補助金増額交付が決定されたこと、降雪量の増加に伴い除排雪委託料の予算が不足し、早急に予算措置を講ずる必要が生じたことから、地方自治法の規定により、2月1日付で2億8,857万円の増額を専決処分したものであります。その結果、予算の総額は歳入歳出ともに96億9,179万5千円になったものです。所要歳出の財源調整として、関連した収入見込額を増額し、なお不足する一般財源につきましては地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第11号 令和2年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、全体的には各事業費の実績見込みや確定等に係る費用を計上し、歳入歳出ともに8,137万3千円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに96億1,042万2千円とするものであります。

補正の主なものとして歳出の増額では、自立支援給付費、災害救助事務費、漁港県営事業費負担金、ほたて貝養殖業構造改善緊急特別対策費補助金、廃棄物処理施設管理運営事業費、夜越山施設管理事業費用、除排雪委託費等を計上いたしました。

さらに、国の第3次補正予算による新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が増額となったことに伴い、当交付金を活用し、夏泊半島大島地区整備事業費、図書館玄関ドア自動化工事費を新規計上するとともに、医療機器及び器具購入費として、病院事業会計への繰出金を増額いたしました。

また、減額では、防災業務費、地域情報インフラ環境整備事業費、児童手当事業費、保育所等入所

措置事業費、つきのき聖苑運営事業費、乳幼児・子ども医療給付事業費、青森地域広域事務組合負担金（青平、消防）、小湊港港湾改良事業費負担金、公債費等を計上いたしました。

歳出に対する財源調整として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額の増減と町税及び地方交付税を増額し、歳入超過分につきましては財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の中で、中型バス購入事業、斎場つきのき聖苑空調設備改修工事、夜越山サボテン園改修工事につきましては、コロナ禍中による部品、資器材の調達が困難なこと及び設計に日数を要すること、図書館玄関自動ドア化工事につきましては、国の3次補正予算による増額交付分であり、あらかじめ国の本省繰越を想定した予算であること等の理由により、それぞれ年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費の設定が必要となりました。

次に、「議案第12号 令和2年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに1,789万3千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに20億141万円といたしました。

補正の内容について歳出では、保険給付費、保健事業費等を減額し、諸支出金を増額いたしました。歳入では、諸収入、国庫支出金を増額し、国民健康保険税、県支出金等を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第13号 令和2年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」であります。収益的収入及び支出のうち収入では、医業外収益を1億1,888万1千円増額いたしました。これにより、病院事業収益は15億697万円となりました。

一方、支出につきましては、医業外費用のうち材料費を90万円、経費を280万円それぞれ増額し、病院事業費用を15億9千円といたしました。

また、資本的収入及び支出につきましては、支出の建設改良費のうち医療機器及び器具購入費を3,000万円増額し、資本的支出を3億4,633万5千円といたしました。

一方、収入では企業債を290万円、一般会計負担金を8,581万5千円それぞれ減額し、補助金を3,298万1千円増額したことから、資本的収入は2億6,060万1千円となりました。なお、資本的支出について不足する額8,573万4千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしました。

次に、「議案第14号 令和2年度平内町水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち収入では、水道営業外収益の他会計補助金を198万1千円減額し、収益的収入総額を3億1,393万8千円といたしました。

また、資本的収入及び支出のうち、収入では、企業債を2,340万円減額、補助金を35万6千円増額し、資本的収入総額を9,623万1千円とし、支出では、配水設備費を2,653万2千円減額し、資本的支出総額を2億5,622万6千円といたしました。

これにより、資本的支出に対して不足する額1億5,999万5千円は、現年度分損益勘定留保資金及び建設改良積立金で補てんすることといたしました。

次に、「議案第15号 令和2年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに938万円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに1億5,453万7千円といたしました。

補正の内容について歳出では、一般管理費、浄化槽市町村整備事業費及び公債費を減額いたしました。歳入では、一般会計繰入金及び使用料等のほか、事業費の確定により国庫及び県補助金を減額し

て、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第16号 令和2年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」ですが、今回の補正は、歳入歳出ともに264万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに9,621万9千円といたしました。

補正の内容について歳出では、一般管理費、総務事務費、建設事業費及び公債費を減額しました。歳入では、使用料及び手数料のほか、消費税修正申告に伴う還付分を増額し、一般会計繰入金等を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第17号 令和2年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」ですが、今回の補正は、歳入歳出ともに1,849万6千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに4億252万3千円といたしました。

補正の内容について歳出では、事務費のほか、事業費の確定に伴い建設事業費を減額いたしました。歳入では、使用料及び手数料のほか、消費税修正申告に伴う還付分を増額し、県補助金、公共下水道事業債及び一般会計繰入金を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第18号 令和2年度平内町介護保険特別会計補正予算案」ですが、今回の補正は、歳入歳出ともに1,063万6千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに13億5,805万7千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、保険給付費及び地域支援事業費を増額いたしました。歳入では、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第19号 令和2年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」ですが、今回の補正は、歳入歳出ともに178万8千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに3億2,861万3千円といたしました。

補正の内容について歳出では、広域連合負担金を減額したほか、一般会計への繰出金を増額いたしました。歳入では、雑入として広域連合からの過年度分療養給付費負担金確定に伴う返還分を増額し、後期高齢者医療保険料及び一般会計からの繰入金を減額して、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第20号 平内町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案」ですが、青森県立青森東高等学校平内校舎が令和3年3月31日をもって閉校することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第21号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」ですが、第8期介護保険事業計画の計画期間となる令和3年度から令和5年度までの期間における第1号被保険者の介護保険料を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第22号 平内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」ですが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が令和3年4月1日から施行されることに伴い、介護サービスに係る基準を定めた平内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例ほか3条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第23号 平内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」ですが、地方税法等の一部改正により、「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に改められたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第24号 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案」ですが、平内町乳幼児・子ども医療費給付事業の実施については、15歳に達する日以後の最初の3月3

1日までを対象としているところですが、今般、子育てにおける保護者の経済的支援の充実を図ることを目的として、医療費助成の対象年齢を18歳まで引き上げるため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第25号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」であります。新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対する傷病手当金の支給について、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布され、2月13日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第26号 平内町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案」であります。県内市町村の特別導入事業基金造成の主体間調整による、県への返還と貸付金の処分による損金が生じたこと等により基金が変動したことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第27号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案」であります。漁港施設を占用する際の使用料を定めたもので、固定資産の評価替えに合わせ3年ごとに見直すこととなっていることから提案するものであります。

次に、「議案第28号 工事の請負契約の一部変更について〔デジタル防災行政無線（同報系・移動系）整備工事〕」であります。去る令和元年7月30日開催の第2回平内町議会臨時会議案で議決を賜りました「工事の請負契約について〔デジタル防災行政無線（同報系・移動系）整備工事〕」の請負代金に係るもので、消費税率の改定により請負代金が4億9,032万円から908万円増額され、4億9,940万円に変更になったことから、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。漁港工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております白砂漁港、狩場沢漁港、茂浦漁港、稲生漁港分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、「議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」であります。港湾工事に際し、受益者から分担金を徴収するものであり、現在事業を実施しております小湊港間木地区分について、条例及び平内町漁業協同組合との取り決めに基づき、町負担分の20分の1の額について賦課徴収を行うために提案するものであります。

次に、「議案第31号 平内町道路線の認定について」及び「議案第32号 平内町道路線の廃止について」であります。これら2件につきましては、関連がありますので一括で御説明申し上げます。いずれも、藤沢団地建替事業の区画変更に伴い、道路の位置・延長等が変わったことから建替前の町道の路線廃止、建替後の町道の路線認定が必要となるため提案するものであります。

次に、「議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組規約の変更について」であります。構成団体である十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組規約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により協議する必要が生じたことから提案するものであります。

次に、「議案第34号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組規約の変更について」であります。構成団体である十和田地区環境整備事務組合が令和3年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織

する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定により協議する必要が生じたことから提案するものであります。

次に、「議案第35号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」現委員の井筒健一氏は平成28年3月1日に就任し、委員を務めていただきましたが、本年3月17日をもって任期満了となることから、後任の委員として江戸祐倫氏を任命いたしたく提案するものであります。江戸氏は人格、識見とも優れ、学校教育に精通された方でありますので、何卒満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

次に、「議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」であります。現委員の佐々木慧智雄氏は本年3月31日をもって任期満了となりますが、同氏は人格、識見ともに優れた方でありますので、適任者と認め引き続き選任いたしたく、満場一致での御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御承認、御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



議 長（船橋健人君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日5日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。どうもご苦勞様でした。

(午前10時55分 散 会)

本日の会議に付した事件

日程第1、一般質問

日程第2、質 疑

日程第3、予算特別委員会設置

日程第4、議案付託

日程第5、請願付託

出席議員 11名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
3 番 小笠原 智鶴子君	4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君
6 番 太 田 満 則君	7 番 七 尾 潔君	8 番 倉 内 清 一君
9 番 佐々木 徳 正君	10番 田 中 光 弘君	

欠席議員 1名

1 番 田 中 聡君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 渡 邊 仁 志君	税 務 課 長 藤 田 一 浩君
町民課長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 松 山 秀 子君
健康増進課指導監 大 水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 逢 坂 重 良君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君	会 計 管 理 者 飯 田 剛 志君
平内中央病院事務局長 田 中 正 美君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 船 橋 英 樹君	代表監査委員 畑 井 伸 一君

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時00分 開 議）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。出席議員が11人でありますので、会議は成立します。本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



日程第1、一般質問

議長（船橋健人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）はい、2番田中 大君。

2番（田中 大君） 皆さん、おはようございます。

すっかり春めいてきた今日この頃、これから卒業式や入学式、入社式などを迎える季節となりました。本来であれば希望を胸に抱き、新たなステージへ羽ばたく輝かしい季節であるはずが、おおよそ1年前から日本でも猛威を振るう新型コロナウイルスの感染拡大により、不安におびえ、不便な生活を強いられているのが現状です。

しかしながら、いよいよ医療従事者を皮切りにコロナワクチン接種が開始されました。ワクチンは薬とは異なり、治すというより重篤化を防ぐものであり、万能とは言えませんが、ようやく一筋の光明が見えてきたと感じております。厚労省によると高齢者への接種は一部の市町村で4月12日から開始される見込みであり、順次拡大していくとのことでありますので、当町でもワクチンが到着し次第、速やかに接種を行うことができる体制をいち早く整えていただき、一日も早くコロナ禍が収束することを心から期待いたしまして、一般質問に入ります。

昨今、社会や生活環境の変化に伴い、子供に関する課題は多様化しています。いじめ、不登校、虐待、発達障害などは、社会問題となっております。それらへの対応は行政による一括りの施策では解決が困難であり、子供に対する家庭の教育力や、問題が発生した際の対応力の向上に向けた支援・助言体制を講じることが喫緊の課題であると考えます。学校とは何なのか、今まで当たり前だと思っていた学校の在り方を根本的に変える岐路に立っていると言っても過言ではないと考えます。

NHKで学校に行きたくないと思っている、又は不登校の生徒1,968人を対象にアンケートを行いました。そのアンケートの中で、学校に行きたくない理由を複数回答で聞いたところ、2つ以上の理由を挙げた生徒は49パーセント、3つ以上の理由を挙げた生徒は35パーセントと、複数の要因が絡み合っていることが分かりました。

また、NHKが不登校の生徒に限定したアンケートでは、不登校の要因について、文科省の調べとは大きな差が出ていることが分かりました。それは不登校の理由を教員との関係と答えた生徒は、文科省調べでは2.2パーセントとなっていますが、NHKの調査では23パーセント、いじめと答えた生徒は文科省調べでは0.4パーセント、NHKの調査では21パーセントとなっています。NHKの調査に加わった教授は「文科省の調査でいじめや教員との関係が過小評価されている。学校としては認めにくいことだと思うが、子供はこんなことを思っているのだと考える必要がある」とおっしゃっています。

現在の学校の問題点としては、細かなルールや規則が増えていることや、学力至上主義でその場しのぎでの学力向上で生徒のやる気を削いでいることです。

また、教師の多忙化などで生徒と関わる時間がないなどと言われています。

課題の一例として、町内小・中学校児童生徒の不登校は年々増加傾向にあり、不登校に至った主な理由はゲームのやり過ぎによる昼夜逆転、体調不良、友だちから何気なくかけられた言葉に対する心理的疲弊、複雑な家庭環境などが挙げられます。

現在、平内町におけるスクールカウンセラーのカウンセリング状況ですが、年度末に各学校の次年度計画を教育委員会で取りまとめの上、県に申請、回数は学校により異なり、月2回から4回程度とのことであります。児童・生徒が学校生活を送る中で、カウンセリングを必要とする場合は、計画的

に生じるものではありません。種々の問題は学校生活、あるいは家庭で過ごす時間の中で、突発的に生じるのが普通だと思います。

また、現状では各学校で決められた時間内であれば、融通し合うことができるのですが、やはり町専属のカウンセラーが常駐しているほうが、突発的な状況にもより迅速かつ継続して対応できるものと考えます。

私は以前、小湊中学校でPTA活動をしていた時、当時の校長先生が、町専属のカウンセラーの必要性を説いていました。それは不登校、いじめ、非行等、多様化・深刻化する児童生徒の問題に対して、学級担任はもちろん、生徒指導教諭、養護教諭、管理職等、複数の教職員で連携を図りながら対応する指導体制や、教育相談体制を充実させる必要があり、臨床心理に関する高度な「専門性」と児童生徒が気兼ねなく相談したり、第三者的立場から学校の相談体制等を見たりすることができる「外部性」を有するカウンセラーを学校に配置し、児童生徒や保護者へのカウンセリング、教職員への指導・助言等を行うことが問題行動の未然防止や解決に有効であり、児童生徒、保護者はもちろん教職員からもその必要性が強く求められているからとのことであり、納得させられる意見でした。

事象が複雑化する中、突発的な状況に速やかに対応するには、町専属のスクールカウンセラーが必要で、町カウンセラー設置が必須であると考えます。

そこで質問ですが、町費負担の町専属スクールカウンセラー配置の可否についてお伺いします。以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 町長。

町長（船橋茂久君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの2番田中 大議員のご質問にお答えをいたします。

「町専属スクールカウンセラーの配置について」であります。まず、町内小・中学校の10日以上の長期欠席者の人数は、昨年度実績で小学校が11名、中学校が9名であり、今年度は12月末まで、小学校が5名、中学校が16名となっております。これは病気による欠席も含むものの、議員ご指摘のとおり年度により増減はありますが、不登校の人数は増加傾向にございます。

不登校に至った理由については様々な要因があり、複雑な家庭の問題やいじめによるもの、ゲームを夜遅くまでして昼夜逆転により学校に出られないなど、様々な要因がございます。

また、不登校には至っておりませんが、特に長期休業後に散見されるいわゆる登校しぶりで学校に気持ちが向いていない児童生徒もいると聞いております。

そして、当町ではございませんが、新型コロナウイルス感染症による長期休業により、人間関係がおかしくなって、いじめなどの問題行動が発生している県内自治体もあると聞いております。

当町のスクールカウンセラーについては、現在、県から派遣を受けており、派遣回数は学校規模に応じて決まっております。児童生徒数が多い学校では月3回から4回、児童生徒数が少ない学校では1回から2回程度となっております。1回当たりの派遣時間は3時間となっております。町内の学校の中で、県で決めた時間の範囲であれば融通し合うことができ、現在、町に派遣されているスクールカウンセラーは、時間調整をして1日に複数の学校の事案に対応していることもあります。また、これまで実績はございませんが、緊急事案が発生した場合は、特別に県から派遣してもらう制度がございます。

現状、限られた時間で、学校に来る日も決まっております、いざ利用したいときに利用できないという学校や保護者の声があるのも事実でございます。

また、問題が起こったときに、早期にスクールカウンセラーを含めて対応することで問題の複雑化

を未然に防いだり、早期解決につながることも多いと考えています。

そこで、町専属のスクールカウンセラーでございますが、町といたしましても必要性を認識しているところであり、児童生徒等が抱える様々な問題について、迅速かつきめ細かく対応するために町専属のスクールカウンセラーを雇用いたしたく今定例会に令和3年度予算として計上しており、予算成立後、速やかに採用手続を進めたいと考えております。以上です。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、2番田中 大君。

2番（田中 大君）予算成立後、速やかに採用手続をして進めるとの答弁をいただきました。

そこで、さらにもう1点、一つお願いがあります。せっかく町専属のスクールカウンセラーを配置するのであれば、町内小・中学校の児童・生徒のみならず、同じような悩みを抱える高校生もいるはずなので、基本的に夏休み、冬休み、春休みなど、長期休業中の対応となるとは思いますが、町内の高校生や保護者の方々の相談も受け付けしていただく体制を取っていただくよう要望して質問を終わります。

議長（船橋健人君）以上で2番田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、6番太田満則君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君）どうもおはようございます。太田満則でございます。通告に従い質問いたします。

その前に、少し所感を述べさせていただきます。

東日本大震災から間もなく10年、あの甚大な被害、そして多数の死者が発生いたしました。今なお行方不明者の痕跡を探し続けている遺族も多くいます。大事故が発生すればその痛みは消えることはありません。昨年から続く新型コロナウイルス感染症は、世界中で感染がとどまることを知らず、死者も増え続けております。各国、日本でも変異ウイルスも確認されております。海外でワクチンが開発され、やっと日本でも接種が始まりました。期待はしますが、これまでの感染対策、いわゆる三密を避ける等、しばらくは続けなければなりません。これまでの生活慣習が変わらざるを得ないと思っております。

そして、昨年末から続く降雪に被害も続出いたしました。町内でも怪我をした人、亡くなった人もいます。お見舞いとお悔やみを申し上げます。

また、今朝のニュースで、ニュージーランドで大きな地震が発生、津波が予想されるとのことで、日本にも津波の影響があるかどうか気象庁が調べると、このように言ってございます。

それでは、第1点の「除排雪について」質問をいたします。

除排雪は、雪国に住む私たちの宿命みたいなもの、そう諦めている感じもありますが、町の長期振興計画などを見れば、私たちの町の一番の誇れるところは、自然が豊かなところだという声がアンケートの中では一番多い。ただ、雪がない年はともかく、今年の冬みたいに雪が多く、更に寒さが加われば、除排雪作業が更に加わって、話は一変いたします。冬は雪が降り続き、高齢者だけの世帯だったり、あるいは単身世帯だったり、除排雪に苦労した世帯が多かったと思っております。地域が高齢化して除排雪に難儀しているのが現実であります。それに追い打ちをかけているのが空き家です。空き家対策については、これまでも同僚議員からも質問があったところでございます。この空き家対策については、これまでも台風や強風時に屋根が吹き飛ばされたりする、そういうケースもありました。先月の強風時には、物置・小屋等の倒壊、損壊もあり、警察・消防、そして地域の消防団等の出動があったばかりでございます。極端に雪が少なかった昨年とは違い、今年の冬は降雪が続き、道路の除雪に加え、屋根等からの落雪もあり、地域の皆が除排雪に大変苦労しました。

そこで、この雪に対する苦情の件数と、町の対応について知らせてほしいと思います。

落雪や雪庇の取り除きで怪我など、事故に巻き込まれた人もいます。そんな中、除雪車が入り、車や人の移動ができることは本当にありがたい、そう思っています。

先日テレビに、終戦直後の冬季間の青森地域の道路事情が放映されました。鉄道は人力に頼る除雪、あるいは蒸気機関車についたラッセル車の併用、一方、道路は冬になれば車は通らず、馬そりで荷物を運び、人が歩いた後を馬の背みたい一本道を歩いた。そんな映像が流れておりました。懐かしい記憶が思い浮かべました。

今回、質問するのはその当時と同じ除雪車が来たことがない、そういう地域・場所であります。その場所は、行政区で言えば清水川の第2小川の青い森鉄道の線路脇の道路であります。この地域は国道側にもう一本道路が並行して通っています。国道側の一本には除雪車が入ります。線路側のもう一本は、道路として使用している道幅は約1.8メートルと狭く、車や除雪車の進入はできない、こう思います。そのため、この地域の人たちは前から手作業による除雪を行ってきたといいます。昨年みたいに極端に雪が少ないときはそうでもないが、今年は大変だったと言います。なぜなら、地域の住民が高齢化し、あるいは住人がいないところ、いわゆる空き家が数軒あり、加えて、建ち並ぶ住居の両側の屋根からの落雪が道を塞ぐ状態でごさいました。現地を確認しているとき、相当な年配者が2階の窓から、屋根のせり出した雪庇を落としていました。本当に危ないなと思いました。同じような屋根の雪下ろしで怪我をして入院治療をした人もありました。町内には国道、県道、そして町道、そのほかに今話したみたいな車の通れない幅の狭い生活道路もあります。こういう生活しづらい状態が続けば、若い人は転出し続けます。町では「地域おこし協力隊」を募集し、地域の情報発信に努めております。外からの人が移住する前に、今、住んでいる人が住みやすい環境をつくるのが先ではないかと、このように思います。穏やかに暮らせるようになれば、自然と若い人も出ていくことなく、また、他地域からも移り住む人が増え続けると、このように思います。

また、この地域は、町が整備した「下水道」にも加入できなかったと言います。住みやすい、安心して暮らしやすい環境づくりのためにもこのような地域の道を改善すべき、このように考えます。考えをお聞かせください。

そして、この雪に関して、除排雪に関連して地域により除排雪時間、あるいは回数に差があると、このように聞くことでございます。地域からの声として「除雪車が来なくて雪片づけに苦労しているときに、他の地域から除雪車の音が聞こえている」そういう声をよく聞きます。除雪を請け負っている人は責任感から頻繁に除雪をしているのかなと思います。だとすれば、ほかの地域で除排雪を請け負っている業者は、どうなのかなと思います。

また、今年、ある人から「私は人より多く税金を払っていると、地域の除排雪をしないのであれば今度から税金を払わない」こうも強く言われました。地域では、建設業者が減り、除排雪に関わる人が減っているのも現実だと思います。除排雪に関わる人が減っている、そういう現実を考えれば、資格取得のための助成も考えるべきと、このように思います。

2点目は「防災対策について」です。

平成23年3月11日発生の東日本大震災から間もなく10年。

そんな矢先の先月の13日深夜、前回の震度を上回る震度6弱を記録した地域もある大きな福島沖地震が発生しました。10年前の東日本大震災の余震と言われております。地震の発生場所が深部、深い所だと言われて、幸い津波は発生しませんでした。「災害は忘れたころにやってくる」まさにその格言どおりであります。

令和2年、去年ですけれども、去年の第4回の定例会議時も日本海溝、千島海溝沿いの地震に備えた防災対策、これが必要だと、このように言ってきましたが、地域住民に防災意識の高まりを考えるため、避難訓練をすべきだと提案いたします。

このように訓練した場合は、必ず生きてきます。加えて、目につく町内の電柱等に、海拔〇〇メートルなどの標識を設置すべきだと、このように思います。

そして、地域の防災力向上のためにも、防災士の育成に努めるべきだと、そしてその資格取得に関わる経費の助成も検討すべきと、こう提言いたします。

東日本大震災の大震災時の経験で言いますと、避難誘導版が必要と感じました。10年前の3月11日、あの日は議会の最終日で、もう少しで閉会が宣言される少し前でした。この場にいた方も何人かいるかと思います。大きな揺れと同時に、停電になりました。当時の役場には自家発電機が1台しかなく、その1台からの電源で情報確認のために一晩中テレビを見ていました。テレビから岩手県・宮城県、そして福島県に津波による大きな被害が映し出されていました。そして、福島の原子力発電所の損害も報じられていました。翌12日の午前3時過ぎに、私は家に向いました。あの日は雪が降っていて、とても寒い日でした。それまで何十年と通り慣れた道ですが、停電のため街灯も各家庭の明かりもなく、本当に真っ暗でした。雪明りで少しは見えるものの、とても暗い道をおっかなびっくりで家に帰ったのを今も鮮明に覚えています。家では、ろうソクで明かりを取っていて「ほっと」した、そういうのを覚えています。災害は、明るい日中に発生するとは限りません。先ほど話をしたとおり、少しの明かりで反射する「蛍光表示板」これも有効だと思います。災害は時も場所も限りません。平素からの意識付けのための災害訓練が大事だと思います。経験は間違いなく役に立ちます。

そして、訓練には役場が地域に出向いて、防災訓練を重ねることが必要です。その一助になるのが「災害防災士」です。防災士は、阪神淡路大震災のとき、行政の助けが来るまでの間、地域の人たちで命を助け合ったことをきっかけに始まった防災に関する民間の資格であります。防災士育成が必要と考えます。知識取得者が増えれば、地域の防災に間違いなく役に立つと、このように思います。早急に検討すべきであります。

次に、3点目の「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について」であります。

これからのスケジュールを教えてほしいと、これが町民皆さんの思いです。というのは、これまでも国の予定が二転三転変わってきている。原因は、日本でワクチンが開発されていない。十分な使用量が確保できないというのが一番の問題なのかなと思います。また、国の担当が厚生労働省、経済再生担当相、ワクチン担当相などがあり、加えて接種者を一方的に一元的に管理するために、デジタル相も加わるなど、情報の一元化をしたほうがいいと思うのは私だけでしょうか。マスコミではこのコロナウイルス感染症のワクチン接種について、各自治体がいろんな場所で実施すると報じられております。大きな市ではデパート、体育館、駅、サッカー場等、人が集まりやすいところを選定するとしています。接種券が配布になると言われておりますが、町では個別接種なのか、あるいは集団接種なのか、それとも両方なのか、接種日はある程度自分で選べるのか、その期間は、人を集める際の移動手段などはどうするつもりなのかと、などと町民からよく聞かれます。

先日の新聞に掲載されていた記事を見た人は、町では準備万端のように書いているので、そのように町民は受け止めたと思いますが、本当にそうでしょうか。国のスケジュール、ワクチンが自主開発されていないことにより、輸入に頼らざるを得ないことにより、予定が立てられないというのが現実だと思います。マスコミによれば、2月17日から接種がスタートし、医療従事者への先行接種を経て、4月12日からの65歳以上を優先接種、その後、順次接種対象者を拡大すると、こう言われて

おります。皆に行き渡るのには相当先になるのではないかと、このように思います。

新型コロナ感染症防止対策の一番の有効な手だては不要不急の移動自粛、三密を避ける等、やはりこれと併せてワクチン接種だと思います。町に情報が入り次第知らせてほしいと、このように思います。以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 町長。

町長（船橋茂久君） それでは、太田満則議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「除排雪について」でございますが、まず、今年度の除雪は、異常な少雪だった昨年度と打って変わって、近年にないほどの大雪に見舞われました。特に年末から1月上旬にかけては、連日の様に雪が降り続き、一部地域では除排雪が追い付かないなど、町民の皆様には、大変なご不便をおかけいたしましたこととお詫び申し上げます。

それでは、一つ目の「苦情の件数と対応についての実情について」でございますが、2月22日現在の苦情件数は415件となっており、例年よりも多く寄せられております。対応については、苦情や要望等があった場合には、職員及び除雪業者で状況の確認などを行い、除雪や排雪が必要な場合には、その都度対応をしております。

次に、二つ目の「空き家からの落雪や道路幅が狭く機械での除排雪が難しい箇所の解決策の検討について」でございますが、町で行っている除雪は、道路交通確保のための除雪であり、屋根からの落雪や機械が入っていけない箇所などについては、あくまで所有者や管理者、利用者で対応することとなっております。町といたしましても、全ての個別の要望に対応することはできないことから、機械除雪ができない箇所等については、地域の協力を得る必要があり、高齢世帯への除雪ボランティアやシルバー人材センターで派遣を行っている社会福祉協議会や町内会等と意見交換を行い、どのような対応、対策ができるのかを検討してまいりたいと思っております。

次に、三つ目「地域により除排雪時間に差があると聞くが、実態はどうか」についてでございますが、除雪延長や道路幅、機械の大きさにより、地区ごとに除雪にかかる時間が違っており、4時間程度で終わるところもあれば、6時間以上かかる場所もございます。町としては、基本的には通勤・通学時間となる朝7時までに除雪を終えるように指導していることから、各業者とも時間を逆算して出勤する時間を決めており、それに伴い除雪の開始時間には差が出ることとなります。

次に、第2点目の「防災対策について」の一つ目「避難訓練の実施について」でございますが、近年の各町内会における避難訓練の実施状況は、平成29年度外童子町内会66人、平成30年度には内童子町内80人のご協力の下に実施してございまして、訓練には地区住民を中心に合わせて約150人の参加がございました。令和元年度には、2町内で実施予定でございましたが、町内会の都合により実施に至りませんでした。また、本年度においては、コロナ禍により実施を見合わせてきたところがございます。

本年3月には、東日本大震災から10年の節目を迎えることから、薄れてきた災害の記憶を改めて再認識していただくため、コロナ対策を踏まえた津波避難訓練を実施するため、沿岸部の町内会等を中心に提案していきたくと考えております。

また、東日本大震災で甚大な被害をもたらした津波被害を踏まえ、津波被害軽減のための対策の一つとして「海拔表示板を設置すべき」とのご提案でございますが、現在、県において地震・津波による被害想定を見直しているところでもありますので、県の見直し案の公表がされた後に、設置の必要性や設置場所等を改めて検討してと考えております。

次に、二つ目「防災士について」でございますが、以前、お答えしたとおり、地域防災を担う各地区

の自主防災組織が町内で現在21組織、組織率が50パーセントにとどまっており、全国平均84.3パーセント、県平均の55.4パーセントを下回っていることから、当面は組織率の向上を推進していくこととしており、その中で、各自主防災組織からの要望など、気運の高まりがあった場合には、補助制度、講習会等を検討していくこととしております。

次に、第3点の「新型コロナウイルスワクチン接種について」であります。新型コロナウイルスワクチンの国内接種が2月17日から先行接種である医療従事者を皮切りに始まりました。ワクチン接種については、市町村が実施主体となりますが、65歳以上の高齢者に対する接種は4月中旬頃から始まる予定になっております。接種のための流れですが、役場から「接種券」が送付されます。そして示された複数の日時から「事前予約」をして摂取をするという一連の流れになっております。

新型コロナウイルスワクチンの温度管理等の特性からワクチンのロスが生じないように、一度に大人数に接種する必要があり、当町では、土日を利用して、集団接種で実施する予定にしております。接種会場としては、閉校となる青森県立青森東高等学校平内校舎を会場とすることで、県の教育委員会とも事前にご了解をいただき、準備を進めております。平内校舎を選定した理由は、一つ目に、校舎の教室棟を活用することで、空間の分離が容易であり、不特定多数との接触リスクを最小限に抑えられること、二つ目に、各教室においてそのまま「予診票の確認」から「ワクチン接種」、「事後観察」までの流れを被接種者があまり移動等をしなくても実施できること、また三つ目に、ワクチン接種が長期にわたり実施される可能性を想定した場合、ある程度長期間借用可能場所が望ましいこと。以上3つの主な理由から「青森県立青森東高等学校平内校舎」を選定いたしました。

交通の便等の問題もございますので、会場へのアクセスとしてバスの運行を検討しております。

今後の予定でございますが、まずは65歳以上の方々へ4月中旬頃をめぐりにワクチン接種に必要な「接種券」を送付する予定となっております。ただ、現時点では、ワクチンの供給量等が決定しておりませんので、接種の日程等については、計画できない状況であります。

ワクチンの供給量や1日当たりの接種券者数等、詳細が決まり次第、ホームページや広報、回覧等で町民の皆様に周知してまいります。いずれにしても国からの情報、スケジュールにのっとり準備を進め、万全な体制を構築して臨みたいと思っております。以上でございます。

議 長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君） 今、説明を受けました。それでは、今の道路の除排雪、あるいは生活道路の除排雪について、もう少し詳しく聞きたいなど、こう思います。

先ほど話したみたいに、本当に私が行った清水川のそこの地域は、道幅がこの前行って測ったら1.8メートルぐらいしかないということで、除雪車は入れません。が、しかし、最近、最近つつうわけではないけども、国土交通省の国道沿線を、歩道をつくるために走っている車、車つつうんですか、除雪機、道幅を図って見たら120ぐらいなんですよ。180から見れば、まだ60センチぐらい幅あると。120ぐらいです。これまでも地域で除雪機を導入した地域もあります。私は今回、特別雪が多かったのと思ったわけですが、本当に大変です。ちゅうのは先ほど話をしたみたいに、空き家が何軒もあると。さっき町長は「地域で何とか」と、こういう話をしたんですが、地域の人たちも本当に皆さん、毎年毎年、年重ねていって動きがだんだん鈍くなってきているわけですよ。ですので、地域の人に任せるつつうであれば、除雪、排雪するような場所、特に排雪するような場所、先ほど話したみたいに、空き家が何軒もあって、そのままにしていると。つい先日も見できたら、役場でも行ったみたいですけども、私も今年何回もその場所に行ってみました。本当に雪の投げ場がないということで大変なんですよ。

ですので、やはりそこそこばかりでなくて、町内にはそういう場所が何箇所もあると思うんです。町長は先ほどシルバー人材、活用する。確かにシルバー人材を活用するのも1つでしょう。が、しかし、シルバー人材にも人員が限られています。というのは、私の覚えている人、シルバー人材に除雪をお願いした。1週間待ってくださいと、いうごとだったそうです。ところが、その後すぐまだ私のところに電話が来て「いや、電話かけたら1週間でなくて2週間かかると、こうしてやっていれば我が家の屋根潰れてしまう」ということで、除雪、排雪手伝いに行きました。そのように、確かに地域で何かやってくれるんでないがと云えば、地域で何がやって貰えるんでしょう。が、しかし、今話したみたいに、雪って言えばその場所だけでなく皆さん地域に一斉に降るわけですよ。自分のどこを片づけたら手伝いにいぐつつうのもできるかも分かりませんが、皆さんまずは自分の周りをと、こう思って一生懸命やっているんで、なかなか、なかなかそちらのほうまで手が回らないつつうのが実情だと思います。

ですので、先ほど話したみたいに、その空き家の人たちについてですね、やはり積極的に使わないのであれば取り壊しするとか、そういうような助言をすべきでないかなと、そうすれば地域の人たちはそこ1軒でも2軒でも空けば、雪投げれるよと。こういうような話なんですよ。個人が話をすれば難しくなるかと思えます。私はやっぱり役場の人たちが前に行って話をして、話を進めるべきだなと、このように思います。

先ほど、回数とかの話について時間がかかると、確かに時間もかかる場所もあるでしょう、が、しかし、うちのほうの町内は除排雪に苦勞していないよと、いうような町内もあります。どことは言いません。ですので、やはりそういう差があるつつうのはおかしいんじゃないかと、周りの人たちは皆見ているわけですよ。特に今年この雪に関する苦情つつうのが私にも何件も来たから、私も3回にわたり町内全般を見て歩きました。3回、狩場沢から土屋、外童子、そして東田沢のほうとか、やはり同じ日にこう歩いて見ても、除雪に差があると。運転手の技術に差があると言えばそれまでなんですが、そういうような差もあると。やはりそこら辺は見る必要があるんじゃないかなと。

それから、私のほうも除雪する人が代わりました。人が代わるってごとは、今までの経緯を多分聞いてはきてはいるんでしょうけども、やはりなかなか難しいということで昨年までちゃんとそちらのほうをきしやってくれたのに、今年はやらないとか、あるいはその家のどこかに雪を盛り上げて排雪している。ところがその排雪した場所から持ち主からクレームがついたと、こういうようなことがあります。ということで、やはり除雪をする際には、もちろん業者を決める。決まった後にですね、その人たちが、雪が降る前、降雪前に地域を見て歩いて確認をする。投げる場所をやはり地主に確認をする。これが大事でないかなと、このように思います。この点については、どうでしょう。

議 長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）太田議員の質問にお答えいたします。

まず、一番最後に出てきた、その除雪の業者、運転手が代わったときの対応についてでありますけども、今年度も地区によっては業者が代わったり、運転手が高齢化のため代わったりしている箇所が数箇所ございます。その際には、前業者の運転手等と新しく除雪を行う運転手との顔合わせを行い、いろんな問題点や注意するところ、そういうのを聞き取っております。ただし、それでもさすがに初めて除雪に入る路線でありますので、どうしても慎重にならざるを得ないところもありますし、また場所によっては議員おっしゃったとおり、雪捨て場がなく、悪路になっているところもあります。ただし、その雪捨て場につきましては、町内会等を通じて、協力をしていただけたところを確保するように毎年努力をしておりますし、排雪場所につきましては、町のほうから、もしくは業者のほうから

また今年も堆雪のために場所を貸してほしいということで一応お願いには行っているところでございます。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君）先ほど苦情が何件と、こう言いました。それは役場にきた苦情ですか、それとも社会福祉協議会、シルバー人材のほうにお願い、そういう苦情つつうんですか、そういう依頼も入っての件数ですか。

議長（船橋健人君）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）今年度、先ほど町長のほうから2月22日現在で415件という苦情があったという答弁がありましたけども、それにつきましては地域整備課にきた苦情と、あと夜間、土日に日当直にきた苦情の合計数であります。ちなみに昨日現在では426件となっております。こちらとしては、社会福祉協議会やそちらのほう行った苦情については把握しておりません。以上です。

議長（船橋健人君）はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君）今、話したみたいに、役場にきた苦情ということでございます。実際は、社会福祉協議会なんかにもいっぱい除排雪お願いの電話が行っているかと思えます。件数というのはやはりそういう件数だと思います。何も役場にきただけが件数ではないと。さきた喋った四百云々というよりも相当数多い件数がこの除雪、排雪で苦労したということだと思います。ですので、やはりそこら辺はよく心に留め置いて、この次に対応してほしいなど、このように思います。

先ほど排雪場所の話がありました。今年は排雪なかなか進んでいないと、国道を通っている人、私の友達なんですけど「太田よと、あなたのほうの体育館の前、いつも雪溜まったままだ、どうなっているの」とこう言う人もいます。また私の周りでも例年であれば積雪あった後、先ほど話したみたいに、地域に押して行って、早め早めに排雪してくれている、そういうつもりでいたのが、今年はなかなか排雪してくれない。これ喋ったほうがいいのか、どうかという声も聞きます。ですので、排雪場所、排雪場所がなければなかなか地域の人が困る。そういう意味でどうぞ投げてくださいよ、投げてもいいよと、こう言うかも分かりませんが、除雪終わったらこの排雪も早め早めにやんなければ、もしかすればその場所を使いたいなど思っている人もなかなか言い出せない人もあるかと、そのように聞きました。ですので、この排雪についても早め早めにやってほしいなど。

それから、前にも言いました。例えば吹き溜まりのする場所、こういう話をしたら、西地区のほうでこの防雪柵をつくったところも見てきました。が、やはり今年みたいに本当に雪の多い風の強かった日が多いというときは本当に吹き溜まりします。3月に入ってから私のほうの町内のいつも雪が溜まる場所は、道路アスファルトが見えませんでした。つい先日見たらやっと消えていました。っちゅう具合に排雪云々ということもそうですが、今喋ったみたいに本当に吹き溜まりになる場所つつうのは、地域が一番覚えているわけですから、地域に任せるのであれば、地域さある程度のことをしなければ、地域の人たちもなかなか動けない。あるいは、防雪柵を早めに造る。あるいは頻繁に除雪する。やっぱりこれでなければなかなか難しいんじゃないかなつつうことで、この次の対策に是非今の提言を生かしてほしいなど、こう思います。

次に、先ほど話した防災対策についてであります。

話したみたいに、本当に災害つつうのは時間も場所も選びません。そういう意味ではやはり常日頃からいろんなことに備えておくことが必要だと、このように思います。先ほど私、夜中の3時に帰ったと、こういう話をして、それこそ明かりがなくて大変だったという話をしました。やはり私だけでなく、私は10年前って喋れば、それなりに若かったと思っていますが、10年たったらやっぱり

それなりに体力も筋力も落ちてきます。周りにも私と同じような人、あるいは私よりも年を重ねた人がいっぱいいます。ですので、そういう目印になるみたいな蛍光板、やはり私は必要だと、このように思いますので、是非考えてほしいなど、こう思います。どうでしょう、この蛍光板について、そういう話つつうのは出たことはありませんでしょうか。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

12月の定例会のほうでもお話したとおり、県のですね、防災計画のほうがですね、新年度に関してですね、見直しをする予定になっております。その上で、例えば土屋地区とかですね、沿岸地区の場合、当初想定したよりも津波の被害が大きくなるだろうということがまず報道ではされておりますので、それを踏まえた形で太田議員の今ご提言がありました海拔の標識とか、矢印となる蛍光のやつを電信柱に備えるという形のやつをですね、費用対効果も含めまして、検討してまいりたいと思います。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君）先ほど防災士の話をしました。防災士、何が私、聞くところによれば、県内には約2,600人いると。このように聞きました。一部の人は防災士会員として、県内の各地域で避難所の運営やイベント、あるいは防災に関する講話や、防災訓練に協力していると、このように聞いております。確かに災害時には役場や消防署員、あるいは消防団員が関わると思います。が、しかし、より身近な人、特に女性の人が周りにいるということは、本当に安心する存在だと、このように思いますので、何も大人だけ暇な年取った人だけつつうことでなくして、若い人たちにもこういう意識付けのための防災士の資格を是非取ってほしい。あるいは地域でそういうのを担ってほしいなど、こういう思いで、私は地域の将来を担う中学校、高校生も対象にして、こういう防災士の講習、あるいは資格を取らせるように、こういうのを進めてほしいなどと思います。

災害は今年だけ、今だけの話でもありません。日本は災害大国と、このように言われております。幸い我が町はここうん十年も大きな災害というのがなくて、つつい意識が薄れがちですが、是非私はこういうので意識付けすることによって、もしものとき、何かのときの役に立つ、そういう資格、あるいは意識付けのために防災士の育成が必要だと、このように思いますので、是非検討していただきたい。どうでしょう。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの太田議員のご質問にお答えいたします。

町長の答弁のとおりですね、自主防災組織の組織率がですね、まだ50パーセントという状況になっていまして、また、沿岸部の町内の大きい町内さんですね、入られていない町内、清水川地区とかですね、口広地区とかが入っていない状況になっておりますので、まずその被害が受けられそうな想定される町内会のほうにですね、自主防災組織の組織を立ち上げていただくという努力をですね、町のほうで努力していましてですね、その後、例えば自主防災組織のほうからですね、防災士養成してほしいという意見が強いようであればですね、予算化なりしていきたい。ただしですね、防災士1人当たりですね大体5万円程度の研修費用がかかると、免許の登録料もかかるということもありますので、そこら辺はですね、一応財政状況もありますので、財政状況を踏まえながら、例えば1防災組織に対しては1名とか、2名とかですね、数を限った形での財政措置も考えていかなければならないのかなと思っています。当面の間は、まずですね、自主防災組織のですね、組織率をですね、100パーセントになるように努力してと思います。以上です。

議長（船橋健人君）はい、6番太田満則君。

6番（太田満則君）はい、是非、検討してほしいなと思います。

それから、最後になります、先ほどの予防接種の件でございます。

これまでインフルエンザと言えば皮下注射、けども、今回は筋肉注射ということで、接種した後、痛みや頭痛や関節痛、発熱、下痢等も発生する場合がありますやにインターネットで見ました。そういうことを考えれば、勤め人は平日でなくて土日だということになって、先ほどの話でなく、土曜日、日曜日を接種日に当てるということですが、今話したみたいに、例えばそういうのが懸念されるということを考えれば、例えば土曜日、日曜日と喋っても月曜日から仕事だなど、こう考えれば、土曜日に集中するとか、仕事のない私らとは違って、ちゃんと仕事ある人たちはそういうことを考えるかと思えます。是非そこら辺は工夫してほしいなと、こう思います。

それから、確認したいのは、在宅患者への訪問診療、あるいは高齢者施設、ここについては医師が出向くつんですか、医師のところに来て、あるいは接種会場に来てと言ってもなかなか難しいんでないかなという話も聞きました。そこら辺はどうなっているんです。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、松山課長。

健康増進課長（松山秀子君）ただいまの太田議員の質問にお答えいたします。

まず、高齢者施設への対応でございますけれども、現在、各施設に調査中ございまして、施設で嘱託医がいて、実施できるのか。実施できない場合には、市町村が接種医の調整を行っていくというふうになっておりますので、施設でできるように今調整をしているところです。以上です。

それからですね、在宅の高齢者に関しては各医療機関と検討することにしておりますので、また時期が来ましたらお話したいと思います。以上でございます。

議長（船橋健人君）太田議員に申し上げます。残り時間8分ですので。

6番（太田満則君）はい、分かりました。

ということで、実はこのワクチンについても本当に町で、県で、国でと、こう喋るかも分かりませんが、本当に情報が錯綜して、なかなかちゃんとしたものが分からないと。それは先ほども言ったみたいに、国で、国内で自主開発しているワクチンがなくて、外頼みだということが一番の問題なんだろうが、それにしても本当に変わると、分からないと、こういう状況が続いております。確かにこれから町の広報、あるいは町のインターネットに載っている情報、それらを見聞きしながら皆さん一生懸命考えるんでしょうけども、皆さん若い人ばかりでなくて年取った人が多いんで、やっぱり地域にはちゃんと分かるように説明してほしいなと、このように思いますので、是非地域に、先ほど、行政連絡員を使って今まで除排雪云々つつたけども、そういうそればかりでなくて、やはりこういう情報も多分、分からなければ町内会長さんどうなっているんでしょうと、こういう話を聞く人もいっぱいいるかと思えます。そういう意味でやっぱり地域の人がより接種しやすいように、あるいは接種できるように仕向けてほしいなと、こう思います。本当にこのコロナワクチン、本当にもう地域でどうなっているの、いろんな集まりにも出れませんし、みんなストレス溜まっているかと思えます。一日も早い収束のためにも、取りあえずはこのワクチンの接種が一番でないかなと、このように思っていますので、町でもいろんな情報を小まめに発していただきたいなと、こう思います。これで質問を終わります。

議長（船橋健人君）以上で6番太田満則君の一般質問を打ち切ります。

ここで、暫時休憩いたします。

会議の再開は11時15分といたします。

(午前11時08分 休憩)

(午前11時15分 再開)

議長(船橋健人君) 休憩を取り消し、会議を再開します。

通告に基づき、10番田中光弘君の登壇を許します。(「はい、議長」の声あり) はい、10番田中光弘君。

10番(田中光弘君) 通告の順に従いまして一般質問を行います。

私の質問は、「地域担当職員制度導入について」の1件であります。

2020年、令和2年度から2029年令和11年度までの10年間の平内町長期振興計画の策定の趣旨には、近年当町を取り巻く社会情勢は大きく変化し、本格的な人口減少社会の到来に加え、情報ネットワークやグローバル化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化、高度化及び地域社会でのつながりの希薄化など、生活や地域社会に様々な影響を及ぼしているとうたっています。長期振興計画では、将来像に向けての計画が示されていますが、私はさらに町民と行政とのつながりを深める施策が必要であると思うわけであります。私は、地域社会でのつながりの希薄化に対しては、地域担当職員制度導入が地域町民の町内会にとっても、また町内会をサポートする若手職員にとっても今後の業務に大いに役立つ不可欠であると思うのであります。私は10年前から数回にわたり質問してまいりました。また、早急に無理なら退職職員に町内会活動の担い手として働きかけることを要請してまいりました。直近では、2年前の2019年、令和元年第2回定例会で、町長に見解をお伺いいたしました。制度化にはやや消極的でありました。

私は、社会情勢の変化により従来と比べ行政連絡員の担い手がますます厳しくなっている状況を見るにつれ、行政としてサポートする体制を考えるべき時期に来ているとの思いが強くなってきております。地域担当職員制度は、町村会や自治体研究会でも、町づくりには必要との見解を示しています。

町長は初出馬の町長選で何とかして平内町の沈滞化を元気させたいと打ち出したふるさと創生のスローガンは、まちづくりは人づくりとして、まさに一致する政策であるとも思うのであります。毎年12月末に行政区から町に要望書が提出され、翌年1月の下旬の連絡会議で回答が示されます。さらには個別に担当課への要望、町長への要望行動があります。私は、これはこれで町内会の行政区としての機能が果たしていると思いますが、協働のまちづくりには、もう一步踏み込んだ活動にしていくための環境づくりが必要であると感じます。

地域担当職員制度とは、地域と行政のつなぎ役として、地区町内会との総会、役員会などに参加し、地域の町づくりを支援するため、情報の提供や助言を行います。また、地域の課題や問題点を拾い上げて、役場へ持ち帰り、関係各課へ情報を提供し、課題の解決の調整役となります。職員として、この活動を通して得た経験を生かし、まちづくり施策の提案につなげていくことになるでしょう。地域担当職員の役割は、一つに、町内会会議へ出席し、地域課題解決や、地域づくりに一緒に考え、話し合いに参加する。二つ目に、地域コミュニティ活動への助言や、地域住民が自主的に行う公益的な活動に役立つ情報を提供する。三つ目に、地域からの提言や困り事などを担当課へ取り次ぐことを目的としております。

しかし、町内会組織の書記、会計の事務的な役割を負わないことが前提であります。あくまでも町内会のサポートの役割であります。前回の質問から1年半がたっておりますけれども、次の点の見解をお伺いいたします。

その一つに、実施している職員の業務は、要綱や申合せで、町内会活動を定めております。また、個人的な要望や苦情との処理や事務局・会計等の庶務などは制度の趣旨にふさわしくないことから、

外しております。行事の参加、不参加についても、どこの自治体も実態に即した制度の運用となるように努めています。この点について見解をお伺いいたします。

二つ目に、いち町内会に職員2人から3人、数年間で配置換えを行い、全職員を対象としない自治体がほとんどであります。当町の行政区は59行政区でありますけれども、町内会組織としては45団体前後ではないでしょうか。会員数の少ない町内会では1人配置で可能ですので、当町においても対応が可能だと思われまます。この点についての見解をお伺いいたします。

三つ目に、職員が定期的に地域の会議に出席することにより、連絡・調整等迅速な対応が可能になり、地域と職員の信頼関係の向上、相互理解が深まるとのことであります。また、地域を知り、計画・施策へ反映できる職員の育成となると評価しております。この点について見解をお伺いいたします。

四つ目に、現役職員が再任用職員など、年配職員とペアになっている自治体もあり、若手職員の能力向上にも大いに役立っているとの例がありますが、この点についての見解をお伺いいたします。

最後に、地域おこし協力隊の業務、空き家バンク等の連携が地域に密着することにより町内会も深まると思われまます、見解をお伺いいたしまして、壇上での質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 町長。

町長（船橋茂久君） ただいまの田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

「地域担当職員制度導入について」でございますが、まず、ご質問の一つ目と二つ目は、関連がございますので一括でお答えいたします。令和2年4月1日現在の、管理職、病院職員を除いた再任用職員を含んだ一般職員数は107人でございます。地域担当職員制度を導入した場合の各町内会への職員配置につきましては、人員面の確保のほか、国や県の政策展開による事務事業、町民からの要望事項に基づく事務事業など、各職員とも複数の業務を抱え、さらに現在は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町民へのワクチン接種事業は、全職員が一丸となって取り組んでいかなければ克服できないなど、大変厳しい状況となっております。

また、制度導入となりますと、町内会への連絡業務等においては、平日勤務後の夜遅くの業務や、町内会行事の参加につきましては、土曜、日曜、祝日など休日が想定され、職員の休暇取得の向上や長時間労働の改善など、仕事と育児や介護の両立に取り組むとされる国が進めております働き方改革の観点からも、地域担当職員制度の導入につきましては考えていない状況でございます。そのことから、他市町村で制度を導入して要綱などを定めていることにつきましてはの見解につきましては、制度設計、制度運用の在り方に対する評価、評論、論評などは控えたいと考えております。

次に、三つ目のご質問についてでございますが、当町では、行政連絡員が地域と行政のパイプ役として活躍されており、この方々のご尽力が町民と協働によるまちづくりをスムーズにしていると考えております。

また、役場職員につきましても、住民として地域活動に積極的に関わる者、消防団に所属している者、そして町内会の役員として活躍している者など、地域に溶け込んでいる者もおります。今後とも職員に対しても、積極的に町内会活動などに参加支援するようお願いしてと考えております。

これらのことから、町といたしましては「地域担当職員制度」導入せず、今後も行政連絡員の皆さんを中心に、地域の実情を把握しながら、町政に反映させていきたいと考えております。

従いまして、四つ目の「再任用職員の活用」につきましても、実施することは考えておりません。

ちなみに、一旦退職した職員につきましては、もう二度と町の業務には携わりたくないという思いが強いようございますので、お話申し上げておきます。

次に、五つ目のご質問についてでございますが、地域おこし協力隊については、町で募集をかける

際に、活動する内容をミッションとして明示し、それに沿った活動を行っております。協力隊活動の一環として、各世代の伝統文化を学んだり、地域活動に参加したりという場面もあり、地域住民との交流は彼らにとりまして、平内町を知って、その良さを加速し発信するという意味で、地域へ入り込んだ活動というのも大切であります。ただ、町おこし全部を彼らに託すのではなく、地域住民が自らの地域の繁栄を考え、実践してこそ今後の存続の危機を乗り越える手段ではないかと思っております。災害対応や地域共生社会の考え方の中で、自助・共助・公助という言葉がよく聞かれるようになっており、地域ごとの課題解決や地域の活性化について、すべて公助で賄うということは困難であり、まずは地域でできることに着手していく自助・共助が求められます。町内会独自の施策を展開するお手伝いとして町では、活動助成金を予算化しておりますので、有意義にご活用いただきたいと思っております。

また、空き家等バンクにつきましては、地域に住民を呼び込んだり、空き家問題を解消するなど、地域課題に関係するところではございますが、その運用は専門資格や知識を必要とする業務でございますので、引き続き宅建協会等との連携をしながら事業を進めてと思っております。以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 確かにですね、職員の業務というのは従来に比べて増えてきていると、これは認識しております。しかしながらですね、この地域担当職員制度というのは、年がら年中その業務に当たりなさいということではなくて、多くてですね、その役員会の会議とかそういうふうに限られております。また、その中でもその町内会によっては様々な催しをするためにはその企画と、ところがその段階まで行っていないという自治体も多いわけですよ。中には藤沢とか、藤沢町内会とか、山口町内会というように、組織がしっかりとして催し物とか、その町内会独自で企画し、行っているところもありますけども、ほとんどはそこまで達してはいないと。ですから、また担い手、先ほど壇上でも申し上げましたけども、行政連絡員の担い手というのは前と比べまして、なかなかこの大変な状況に来ていると。そういう中で、職員がサポートしてくれることによって、その任務のこの負担がこう、連絡員の皆さんも負担が和らげると、そういう中で担い手というのが出てくるのではないのかなというふうに、私はそういうふうに希望しておるわけです。

令和2年4月現在の職員の人数ですけども、107人と、前回の質問の際に、それは平成元年の4月現在で一般職員は130人というふうな答弁を受けておりますけども、107人というのは、またちょっと2年前と比較して僅かの誤差があるのではないかなと思ったわけなんですけども、107人とは、2年前から23人の減という、ちょっと私もこれに人数に対してはちょっとびっくりしておるわけなんですけども、ただですね、全国の自治体で4年前の調査で345自治体が実施しておるわけですが、職員に対しての担当職員の割合が100パーセント、全員という自治体がですね、そう多くないんですよ。100パーセントが345自治体のうち、13自治体と。90パーセント台が10自治体、80パーセント台と70パーセント台が10自治体ずつ、60パーセント台が7自治体、50パーセント台が6自治体というふうに職員のうち半数以上、半分以上50パーセント以上というのが61自治体で、実施自治体のうち17.7パーセントなわけです。もちろん中核都市とか、市に比べて町村になればなるほどその割合は高くなるわけなんですけども、それでもですね平内町と同様の似たような職員の自治体ではですね、大体20パーセントから60パーセント台の職員、それが地域担当職員制度になっているわけなんです。ですから、107人ですが、20代から40代、主にこの人たちがその対象者というふうになるわけなんですけども、ちょっと事務的な質問です。20代から40代、男性の

職員の人数を教えてください。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの田中議員のご質問にお答えします。

ただいま資料のほうを持ち合わせておりませんので、後ほど資料を持ち合わせた上で答弁したいと思います。以上です。

議長（船橋健人君）10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）これは今この人数を知りたいんです。そのほうが質問に入りやすい。

議長（船橋健人君）暫時休憩し、人数を確認してください。

（午前11時35分 休憩）

（午前11時36分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し会議を再開します。はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの質問に資料が見つかりましたので、お答えいたします。

先ほど田中議員がですね、人数のほうですけども、大分減ったんではないかということをもまず1点目のほうでお答えしたいと思いますけれども、病院職員と管理職を除いた人数が今現状の数だということで、まず認識していただきたいと思っております。

続きまして、これはですね、令和元年のですね、2回目の定例会のほうでお答えした人数でありますけども、そのときにはですね、一応130名の職員数という、全体の管理職も入れて、プラスまた再任用の方も入れて130名という状況でありますけども、一応男女別でいきますと、男性が89名、女性が41名で、年代、男女別の構成といたしましては、10代の男性がゼロ、女性が1名、20代の男性が18名、女性が20名、30代の男性が23名、女性が10名、40代男性が30名、女性が7名で、50代男性が15名、女性が3名、そして60代、これらは再任用になりますけども、男性が3名ということで、女性はゼロという状況であります。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）今、総務課長が述べた職員の内訳は、これ令和元年4月1日現在の人数ですものね。それで、今は管理職除いて107人と。私、現在の、現在の20代から40代の男性の人数を先ほど聞いたわけなんですけど、いかがでしょう。

議長（船橋健人君）総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）そちらの資料につきましては、現在お持ちになっておりませんが、年齢構成につきましては、ほぼ変わりはないと私のほうでは認識しております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）そうですね、管理職を除けばそういう数になると思います。ということであれば、令和2年4月現在のときは20代から40代の男性が71名、20代から40代男性です。の職員が71人と、これはその割合からいっても、平内町と同様の職員数の町村が大体職員に対して地域担当職員数の割合が20パーセントから60パーセント台というのが主だというふうに先ほど述べましたが、どこのその自治体でもですね平内町と同じような職員に対しての業務が重くなっている。どこも同じだと思うんですよ、とりわけ平内町だけが業務が増えたというわけじゃなくて、ほかの町村も同様だと思うんです。そういう中でも自治体、現在でも実施しておりますし、先ほどの345自治体というのは、2年前、4年前の調査でありまして、その後増えてきております。県内で言え

ば、新たに階上町が実施しております。なぜそのように増えてきているかというのは、壇上でも述べましたけども、やっぱりお互いにメリットが生じると、またまちづくりのためには必要だというそういう意識付けをしっかりとしていると。まあそういうことが実施に向けてきているんだということです。

ただいま、町長が述べたように、確かに地元の職員がその地元でそういう役割をしている人もいるし、また何かのイベントとかには参加を働きかけているということでもありますけども、この担当職員制度の趣旨というのは、やはり定期的にこの町内会との連携を組むということにあります。もちろん、年がら年中そういうことをしなさいということではなくて、しかもその役割、担当職員としての役割というのをきちんと定めておるわけです。別に無理なことをしなさいということではないです。あくまでも町内会のそういう多分会議とかのサポートとか、あとは企画する際の一緒に考えていきましょうと、また土曜日、日曜日、そういう行事とか、それに対してはそこも自治体の判断に委ねているわけですよ。中にはこのそういう行事には参加するなど、あくまでもそういう企画をサポートするんだと、そして会議でもそういう事務的なことにはするなど、あくまでもサポートだと、そういう役割というのをきちんと定めているわけですから、私は新たにそういう平内町として担当職員制度を設置した場合に、職員に大きな負担はかからないと、そういうふうに思っています。やはり、4年前の調査の345自治体を見ますと、やっぱり当初はですね、そういう危惧もあったわけで、ところがそういうのを改善していつているんですよ、改善。最初からこの地域担当職員制度に対してまちづくりを研究している著名人から言わせれば、最初から完璧なことを求めるなど、進めるうちにそれ相応の地域、町内会との話合いの中で改善していく、あまり高望みをするなど、当初は最初はですね、実施当初はそういうことであるそうです。やっぱり何事もそういうことを進めるに当たって、重荷になるのはしないと、やれることからやると、そういうふうにもう改善ささっているわけですから、そこら辺ももう少し頭に入れながら、検討する余地がないものかひとつ再度お伺いします。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 田中議員がいろいろお話を申し上げましたけども、今、地方は少子化、高齢化によって大変疲弊しております。例えば、国や県がボランティアを募集しても、そのボランティアを助けるためのボランティアをまた募集しなければならないというような笑い話みたいなことをやっています。今我が町もそういう意味では若い人が少ない、はたまた中堅の方もまた少ない、今までやれた行事がやれない、そういう状況でございます。そこに今田中議員がお話をしたように、我々町の職員が入り込んでいくということは、なかなか難しいと、こう思います。よしんば入り込んでいっても、それが全てうまくいくわけではありません。その中で必ず、必ずトラブルが発生いたします。それをどう解決していくか、そういう問題も発生してくると思います。要は、町、町民の皆がどのようにしてこの町をよくしていくかという、そういう意識、意識を持っていくか、そういうことだと私は思います。私も町長をやっておりますけども、先ほどもふるさと創生ということで立候補し、当選いたしました。なかなか旗は振れども踊らず、襷に長しでございます。私も今はもう72歳でございます。（「そうですね」の声あり）いずれは朽ち果てる運命でございますけども、とにかく自分が朽ち果てるまで精いっぱいこの町のために頑張っていきたい、そういう覚悟でございます。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 町長はちょっと考え過ぎじゃないかなというふうに思うんですよ。あのですね、繰り返すかもしれませんが、やっぱり対策、課題等があるわけですから、実施した当初は。それに対

してですね、今はその課題というのは、一つには、地域の取組意欲に格差があり、地域への対応が困難となるケースが発生したと。二つ目に、やっぱり担当する業務内容が拡大するため、職員の負担が増えて、本来の業務に支障が出る。また、地域担当職員に依存することになり、地域の自立に支障が生じた。先ほど町長が述べたようなことがやっぱり当初はですねあるわけです。当初というのはこの制度というのは20年前に、習志野市から始まったわけですから、その当初先駆けの自治体というのはやっぱりこういうふうにぶつかるわけです。しかしながらも、それをこう行政として、職員に配慮して、制度を変えて、設定を変えていったと、もちろん平日の会議であれば夜と、それは業務として超過勤務をきちんと支給、土日の祭日の催し物、これは職員は控えると。こういうふうに変えてきているわけです。あくまでも筋道づくり、まず、行政と町内会とのつながり、これを深めるために必要だというのは、まちづくりの研究をしている著名人、大学教授らが述べていることであります。

この場で町長が壇上で述べた答弁で、もう少しこう前向きなこの答弁が来るかなというふうに期待はしておったわけなんですけれども、そういう姿勢であるならば、姿勢でありますし、私もそういう担当職員制度というのは全国の自治体の中でも増えてきているんだよと、ということに述べて、今回の質問に対してはここで終えたいと思います。

議 長（船橋健人君） 以上で10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため休憩といたします。

開始は13時30分から再開します。

（午前11時49分 休憩）

（午後 1時30分 再開）

議 長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

通告に基づき、5番田中茂勝君の登壇を許します。（「議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君） 田中茂勝でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回は「若者の人口流出を抑えるための方策について」お伺いいたします。

少子高齢化により、一部の都市を除いた全国の市町村で、人口減少が進行しています。当町も同様に、この10年前に比べれば、約2,400人減少しております。青森県統計分析課の資料による平成29年の年齢別県外転出状況では、60歳代を除き、ほとんどの年齢において転出者数が転入者を上回っており、中でも18歳、20歳、22歳の転出超過が際立っており、この3つの年齢の合計では、約3,700人の超過であり、20歳、22歳においては、女性のほうが男性より多い傾向にあります。若者が定着するための具体的な取組が必要であり、急務ではないでしょうか。当町における18歳から22歳までの転出者と転入者はどのような状況になっているのでしょうか。

また、転出に係る理由の調査等も実施されていると思いますが、現状はどのような傾向になっているのでしょうか。

また、これをどう認識しているのかお尋ねいたします。

町では、子育てしやすいまちづくりに努め、子供が生まれる前からの健診、保育料の無料化、学校教育の充実、中学生までの医療費給付、本定例会では18歳までの医療引き上げも提案されています。

このように様々な取組により、大切に育てられた子供たちが就職や進学を機に町外に出て、転出超過になるというふうなことは大変残念なことだと思います。

第2期平内町まち・ひと・しごと総合戦略では、政策分野の中に、人口の社会減対策として、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するためには「しごと」をつくる必要があります。基幹産業であるホタテガイ関連産業のさらなる促進、強化を図り、その付加価値を高めるとともに、農林水産業における後

継者対策、新たな仕事の創出など、安定した雇用を確保する必要があるとして、目標も設定しています。私もこれには同感であります、が、具体的施策の展開では、この転出者数が超過となっている若い世代の人材を活用する取組が弱いように感じられます。基幹産業の強化、推進事業にあるように、これからの農業において、スマート農業の導入促進を考えたとき、自動走行のトラクターや田植え機、収穫用ロボット、農業用ドローンなどが必要となり、これを操作し、維持管理するには知識が豊富で柔軟な思考力を持つ若い世代が必要となるのではないのでしょうか。一次産品の高品質化と地産地消、6次産業化を推進するには、現状では1経営体が生産、加工、販売までを一貫して手掛けることは小数・少人数の世帯では無理があり、難しいものと考えます。

複数の経営体が共同で行うなど、現実的な手法も検討し、これを管理するために拠点と人材を配置することが農家や漁家の収入増と若者の雇用に結びつくのではないのでしょうか。

ほかにも地域公共交通、観光開発、医療、介護、教育、空き家問題等々の分野においても、若い世代が得意とするIT技術などを生かし、地元で活躍できるような「しごと」を創出するためのプロセスとビジョンをお伺いいたします。以上で壇上からの質問は終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中茂勝議員のご質問にお答えをいたします。

「若者の人口流出対策について」であります、まず、18歳から22歳までの転出者と転入者の状況と転出理由につきましては、住民基本台帳に基づく令和2年中の異動は、転出者が60人で、転入者が16人となっております。

転出時の理由につきましては、任意ではありますが、届出時に青森県人口移動理由等調査票の記入をお願いしておりまして、就職が53パーセント、就学が約33パーセント、そのほかが無回答を含め約14パーセントとなっております。ますます若者の地元離れが進み、地域産業の担い手不足や地域コミュニティの衰退が危惧されます。このことから、定住促進を図り「選ばれる町づくり」をしていくために、第2期平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少克服と地方創生に取り組んでまいります。

そこで、議員ご質問の「しごと」創設についてであります、まず、第一次産業であるホタテ関連産業の現状としては、昨年、ホタテの水揚げは、半成貝・新貝ともに、東湾を中心にへい死はあったものの数量的にはほぼ平年並みの4万トンとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、出荷の単価は下がり、最終的な生産金額は当初の計画を3億円ほど下回り、約57億円となりました。

一方、加工においては、取引額が平年並みの51億円となっております、近年は従業員不足を外国人技能実習生でカバーしているような状況が続いており、その割合も約16パーセントとなっております。このように、ホタテ産業に係る生産量は、今のところ維持できているものの、養殖の後継者や加工場の従業員が年々減っており、町の基幹産業の将来は大変不安定なものとなっております。それを打開するためにも、販路拡大や新しい加工により付加価値を追加することにより、若者にも魅力となる儲かる水産業をつくっていく必要があります。

また若者の就業に至らない理由の「キツイ、汚い、危険」の3Kを一つずつ解消すべく、作業の省力化や経営の共同化、残渣の適正処理による生活環境の改善などに取り組んでと考えております。

次に、農業についてであります、スマート農業を推進するための重要な役割の一つとして、「人・農地プランの実質化」により、農地の集積・集約に取り組み、担い手・後継者不足等を地図上で「見える化」して、地域の話合いに活用し、5年から10年後の将来を見据えて、若手農業者などの担い手が意欲を持って農業に取り組めるような基盤を確立できるような事業を推進しているところであり

ます。

また、昨年度からは「若手農業者と町長との語る会」を開催し、若手農業者と忌憚のない活発な意見を交換して、要望・意見を取り入れた農業施策を実施しているところであります。

今後、水産業及び農業でのこれらの施策が実施され、軌道に乗せることができれば若者への就業の場の選択肢が増え、人口流出に歯止めをかけることが可能であると考えますので、産業団体である漁業協同組合や農業協同組合と一緒に実現できるよう取り組んでまいります。

さらに、これ以外の第二次・第三次産業につきましても、コロナ禍を契機とした地方回帰志向やICTを活用したテレワークなど、大都市に縛られないライフスタイルも注目されていることから、サテライトオフィスやコワーキングスペースなどの誘致や整備についても可能性を探ってと考えております。以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君）はい、いろんな農協、漁協、様々な方面に働きかけをしていただいて、さらなる産業の発展にご尽力をいただきたいというふうに思います。当町の産業別就業者数の比率というのを見れば、農林漁業の一次産業は約28パーセント、建設、製造業の二次産業は約20パーセント、卸売り、小売り業、医療福祉などのサービス業である三次産業については、約51パーセント程度というふうになっております。一次産業の人口減少や生産性が低下するというふうなことは、これを取り巻く二次、三次産業も縮小していくというふうなことになってまいります。町長は、常々北海道猿払村の話をいたします。日本でも屈指の指折りの高所得者が多く、嫁問題などもないに等しいぐらいすばらしい町であるというふうなことや、岩手県の三陸海岸では、ウニ牧場があり、生産と加工を手掛けるなど、若い人が活躍しているというふうなこと、まさにこういうふうな地域のことが生産から販売までを行う6次化であるというふうに思います。こういうふうなことについても、当町も様々なもので可能性があるのではないかなというふうに思います。町主導での実行というふうなものが求められているのではないのでしょうか。そういう時期になっているのではないのでしょうか。

今朝のニュースのテレビニュースを見ましたが、岩手のあれは宮城県でした。宮城の田んぼが津波によって田んぼが塩害で作られなくなったと、そこに今の、何ですか。スマート農業というふうなこう言われる工場の中でパプリカを栽培するというふうなことが紹介されておりました。建物は15億円で作ったというふうなことでございます。これも国の資金を活用して造ったというふうなことではございますが、やはり個人ではそのようなことはなかなかできないわけですが、やはりこの行政が後押しをしていくというふうなことがこれからの農業、漁業の発展には必要なことではないのかなというふうに感じております。もしこのことについてご所見があれば述べていただきまして、質問を終わります。

議長（船橋健人君）以上で、5番田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

続きまして、4番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君）亀田弘徳です。それでは、通告に従いまして、質問をいたします。

私の質問は、大きく3つに分かれております。一つは「結婚し新生活を始めようとする人たちへ支援を」、二つ目は「子供を貧困から守るために、子供の貧困対策計画の早期策定を」、三つ目が「防災重点農業用ため池の整備について」であります。

それでは、一つ目の「結婚し新生活を始めようとする人たちへの支援をについて質問を」始めます。

国立社会保障人口問題研究所が2015年に調査した結果、25歳から34歳の未婚者が独身でい

る理由として、男性の29パーセント、女性の18パーセント弱が、結婚資金が足りないという経済的理由を挙げております。国は少子化社会対策大綱において、若者の希望する結婚がそれぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが重要であり、そのためには結婚、妊娠、出産、育児の一貫した切れ目のない支援が必要だとしております。

そこで一つ目の質問です。

新婚世帯に対して結婚して新生活を始めるのにかかるコスト、新居の家賃ですとか、引っ越し費用などを支援する地方自治体に対し、国が地方自治体による支援額の一部を補助する結婚新生活支援事業があります。青森県では、最初に始めたのが板柳町で、次が三沢市、この2つだけではありませんけれども、新年度から国はこの事業の拡充を図っております。この結婚新生活支援事業に対しての町の考えをお聞かせください。

また、この事業を行う予定があるかどうかについてもお聞かせください。

二つ目は、過疎が進む地方自治体での少子化対策には、今申し上げた結婚、妊娠、出産、育児の一貫した切れ目のない支援を一つ一つ生み出し、それを数珠のようにつなぎ合わせていくことが重要だと考えておりますけれども、町の考えはどうかお聞かせください。

また、そのための方策として考えていることについてお聞かせください。

三つ目は、結婚新生活支援事業というのは、地域少子化対策重点推進交付金が用いられております。この交付金は、子育て支援情報の見える化の支援や地域で結婚、妊娠、出産、乳児期を中心とする子育てを応援する社会づくり、そうした機運を醸成する取組に対しても出されております。切れ目のない支援を生み出すためにこの交付金について活用するという考えがあるかどうか、その活用方についてお考えをお聞かせください。

四つ目は、令和2年4月28日から本年令和3年4月1日までに出生し、住民基本台帳への最初の登録が当町になされた方に町は、平内町子育て応援特別定額給付金を給付しているとのことであります。こうした取組が切れ目のない支援をかたどるような形になっている施策はありますが、その支援情報が見える化されていないように思っております。町の考えについてお聞きかせください。

また、今後どのようにしてこうした支援情報を切れ目のない支援であるというふうな形で見える化していくかということについてもお聞かせください。

それでは、次に、子供を貧困から守るために子供の貧困対策計画の早期策定をについて質問させていただきます。

子供の貧困は、世代を超えた連鎖となり、その子の将来を左右してしまうことが少なくありません。私はこれに近いような質問を以前もしたことがありました。子供たちが貧困の連鎖によって将来が閉ざされるということは、あってはならないことです。そのようなことがないよう県では、子供の貧困対策計画として第2次青森県子どもの貧困対策推進計画の策定に入っております。

内閣府調べによる市町村における子供の貧困対策計画の策定状況によりますと、令和2年6月8日現在では、我が町の子供の貧困対策計画は策定されていないということでありましたが、計画について町の考えをお聞かせください。

これについて、まず質問です。

一つ目の質問です。新型コロナウイルス感染症により社会経済が大きな影響を受けております。こうした影響を受けやすい世帯の子供に対しての支援策など、どのように考えているのかお聞かせください。

二つ目は、子供が貧困状態にあるかどうか、現状をどのように把握しているのかお尋ねいたします。

また、貧困対策の現状をどう把握しているのかについてお尋ねいたします。

三つ目は、貧困により子供や保護者らが地域から孤立することがあれば、問題となります。そうした孤立を防ぐため、町が考えている施策はどのようなものがあるかお聞かせください。

また、施策をどう展開するつもりかについてお尋ねいたします。

3つ目の防災重点農業用ため池の整備について質問いたします。

昨年11月13日、総務相、農水相、防災相の3大臣が自然災害で決壊すれば人的被害が生じる恐れのある防災重点農業用ため池の改修工事推進に向けて、自治体への財政支援を強化することで合意したということです。

2018年の西日本豪雨では、32か所のため池が決壊したとのことであります。ため池の決壊による水害、その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、国は防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法を令和2年10月1日に施行し、これを制定して、今後10年間で危険な場所の改修工事を優先的に進めるという話であります。

防災重点農業用ため池は、令和2年3月末時点で全国6万3,522か所、県内546か所があります。県の農業用ため池データベースによれば、令和2年3月末時点で平内町には61か所のため池があり、うち防災重点ため池に指定されているのは18か所とのことであります。

ため池の改修に当たって国は自治体への支援割合を拡充するという事です。この機会に、防災重点農業用ため池の状況を調査し、改修が必要なら支援割合を拡充している間に行うべきかと考えます。

そこで質問です。

一つ、現時点で平内町にある防災重点農業用ため池は幾つとなっているかお尋ねいたします。

二つ目は、それらの劣化状況調査、改修の要否、改修の優先順位づけはどの程度進んでいるかお尋ねいたします。

三つ目は、ため池の底に積もった泥を除去する場合も新たに国の財政支援の対象となるということであります。この浚渫に関して調査・事業などの取組について町の考えをお聞かせください。

四つ目は、ため池には灌漑ばかりでなく、洪水調節機能もあります。国はこうした多面的機能を最大限に活用して、農村地域の防災・減災力を強化しようとしておりまして、農研機構でため池防災支援システムというものを提供しております。平内町にある防災重点農業用ため池を整備する上で、こうした洪水調整機能にも留意した改修や維持管理などを行うべきと考えますが、町の考えをお聞かせください。壇上からの質問は以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 町長。

町長（船橋茂久君） それでは、亀田弘徳議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「結婚し新生活を始めようとする人たちへ支援を」についての一つ目「結婚新生活支援事業について」であります。当町では、新婚世帯に特化した支援ではありませんが、家賃補助、新築住宅建設補助、中古住宅取得補助など、町民のためだけでなく、平内町で新たな生活を始める移住者についても独自で住支援を行っており、国が補助する「結婚新生活支援事業」に比べ補助要件を広く設定しておりますので、利用している町民には大変喜ばれておりますことから、今後引き続き支援事業を実施して

次に、2つ目「切れ目のない支援について」であります。当町は妊娠期から子育て期を通じて母子の健康が確保されるよう令和2年4月に子育て世代包括支援センター「おひさまひらなひ」を健康増進課内に開設し、切れ目のない支援を目指しております。「おひさまひらなひ」では、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等を活用することで、妊娠期から新生児期における支援を強化し、心身の

健康を守るため必要なアセスメントを行っております。親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を構築しております。

また、子育て支援センターでは、子育て家庭等に対して、育児相談や子育てサークル支援を実施しております。保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の完全無料化や乳幼児・子ども医療費の無料化を実施し、切れ目のない支援の充実に努めているところでございます。

次に、三つ目「地域少子化対策重点推進交付金の活用について」であります。現時点で交付金を申請する予定はございませんが、対象事業が結婚に対する取組のほか、結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり、機運の醸成の取組といった幅広い内容となっておりますので、既存事業を分析・精査することによって、必要とあらば、交付金の活用も視野に入れながら、切れ目のない支援を実施してまいります。

次に、四つ目「切れ目のない支援」をどのように「見える化」していくかについてであります。平内町子育て応援特別定額給付金事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う感染予防及び外出自粛等の影響を受ける中で、出産や子育てをする家庭を支援するために、国の特別定額給付金基準日の後に生まれた子供を対象に行った臨時的なものであります。令和2年10月号の広報に掲載したほか、ホームページでの周知、また対象となる保護者には個別に通知しており、現在対象となる保護者は全員が申請しております。議員ご指摘の点を踏まえ、切れ目のない支援として見える化していくについては、広報誌やホームページ等の掲載方法を工夫するなど検討してと考えております。

次に、第2点目の「子供を貧困から守るために、子供の貧困対策計画の早期策定を」についての一つ目「新型コロナウイルス感染症による経済的な影響を受けやすい世帯の子供への支援策について」であります。国では令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、対象児童1人につき1万円を給付する臨時特別給付金事業を実施しました。さらに、これに加え、ひとり親世帯の方に対しては、1世帯につき5万円を二度給付したほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した世帯に対し、5万円の追加給付を実施しております。

また、既存事業である就学援助や小学校4年生から中学校3年生までを対象とした無料の青森県生活困窮世帯児童等学習支援事業の実施、各種相談窓口の設置、社会福祉協議会での緊急小口資金や総合支援資金の貸付けの実施及びフードバンクを利用した食糧の提供等により、今後も継続的に支援を続けてまいります。

次に、二つ目「子供の貧困状態や貧困対策の現状の把握について」であります。貧困状態であるかどうかは、児童扶養手当や生活保護、就学援助の申請状況から把握することが可能であるほか、町要保護児童対策地域協議会のネットワークによる小・中学校や保育園、児童館等からの情報提供により対象児童を把握しております。また、町の貧困対策の現状についてであります。必要な方に必要な支援が届くよう、制度の周知及び対象者の把握に努めながら、各事業を実施しているところであります。

次に、三つ目「貧困による地域での孤立を防ぐための施策について」であります。保護者や子供が地域から孤立する原因としては、困っていることを誰にも相談できず、問題を抱え込んでいる状況が考えられます。今後、困窮世帯に対する相談窓口体制のさらなる充実・周知に力を入れるほか、地域の民生委員による見守り活動や関係機関との連携により、孤立防止につながるよう施策の実施を行ってまいります。

なお、当町の子供の貧困対策計画につきましては、現在未策定ではございますが、関係法律において当該計画策定について努力義務とされたところでありますので、盛り込む内容が重複する「平内町第二期子ども・子育て支援事業計画」の見直し時に、県の貧困対策計画を勘案しながら、具体的な支援策等を追加することを検討しております。

いずれにいたしましても、子供の貧困対策につきましては、経済的支援や学習支援等、様々な角度からの支援が必要であると考えますので、関係部署との情報共有を密に行い、対象児童及び保護者が必要としている支援を行うことができるよう、今後も努めてまいります。

次に、第3点目の「防災重点農業用ため池の整備について」の一つ目「現時点で平内町にある防災重点農業用ため池の数について」であります。浸水想定区域図完成に伴い令和2年5月に見直しの改定があり、現在の防災重点農業用ため池は、松野木地区の田ノ沢ため池をはじめ、11か所となっております。

次に、二つ目、「劣化状況調査、改修の要否、改修の優先順位付けは進んでいるか」であります。令和2年9月に改訂された「青森県ため池安全・安心力アップ中期プラン」の取組方針の「ため池優先順位一覧表」の中で、順位が示されております。当町のため池については、危険度の低いC、D、Eランクとなっております。

次に、三つ目「浚渫に関して調査・事業などの取組についての町の考えは」であります。これも二つ目で申しあげました「中期プラン」に基づき決壊時に大きな被害が想定されるなど、優先度の高いため池から受益者や県をはじめ関係機関と協議しながら進めようと考えております。

次に、四つ目「洪水調整機能に留意した改修・維持管理について」であります。当町の防災重点農業用ため池は、低水位管理を基本としており、多量の雨量が予想される台風等の降雨前には、ため池の水量を低く抑え、堤体の決壊当による災害の危険を回避することとしております。洪水調整機能を有していないため、現在のところ洪水調整池の整備については考えておりません。

今後のため池については、低水位管理により各段に想定被害が低くなるとされていることから受益者の皆様には、最小限の被害や未然防止のため日頃からの水管理にご協力をいただいているところであります。

いずれにいたしましても、防災重点農業用ため池の改修、浚渫工事等に関しては、令和12年度までの時限立法であるため「ため池工事特措法」にのっとり、国の補助事業を積極的に活用してと考えております。

工事に関しては、地元負担も発生することとなっておりますが、一方では、日常からため池を管理・点検することで、大規模工事に発展させないような取組も必要となりますので、ため池の受益者や管理者の方々には格別なるご協力をお願いしているところであります。以上です。

議長（船橋健人君）はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君）回答ありがとうございます。

まず、一つ目の結婚し新生活を始めようとする人たちへの支援ということで、一つ目の結婚新生活支援事業での家賃補助とかはそれよりももっと網の広い補助とか対策というがもう町として事業として行っているの、そちらでそのカバーをするというお話ではありました。ただ、この結婚新生活支援事業というのが、また助成の出てるお金の出どころというのがまた違うと思いますので、ちょっと比べてみて、もし助成を使えるような形であれば、この事業などもちょっと活用することも考えてもらえればと考えます。それについて1点そのお考えをお聞かせいただければということです。

もう一つはですね、最後のほうの切れ目のない支援をどう見える化するかということでありまして、

例えば私あまり適切ではなかったかもしれませんが、平内町子育て応援特別定額給付金などは、対象となる方々はもう全て、ほぼ全員町が把握していて、その方々に確実に給付を届けたということで、そうしたプッシュ型の支援というのが100パーセントできているというのは非常に素晴らしいことではあるんですが、そうした支援を町が行っているっていうのが分からないでいる。例えば町に新しく、新生活を始めたい、あるいは移住しようという人たちがちょっと町のホームページを見ようとしたときに、そういうのが一連の流れでスパッとこう次々にこういう支援がある。要するにその人がその人たちがこれからの人生のプランとか、生活の展望を考えたときに、次の段階、次の段階で町がこう次々と手を差し伸べてくれているんだというのが見える形でこう、その人たちに伝わってほしいという気持ちがありまして、最後にその四つ目の質問をしましたので、その辺りのところをもう少しお考えを聞かせていただければと思います。

あと二つ目の子供の貧困対策のところでありまして、貧困対策計画が今後改定される第2期の子ども・子育てのほうの計画のほうに盛り込んでやられるということですので、そこは期待したいと思います。要保護ネットワークの情報提供などでその現在把握しておられるということですので、今年度、あるいは前年度、このネットワークで把握された状況っていうのがもしありましたら、それを教えていただければと思います。

あと三つ目、農業用の防災ため池についてでありますけれども、これも時限立法っていいですか、期間を区切っておりますので、今現在、県のほうでC、D、Eランクであるという話ではありますけれども、例えば水門などがコンクリート化されていないところがあるですとか、堤体がちょっとひび割れて、水漏れているかどうかは分からないけれども、これももしかしたら改修したほうがいいんじゃないかというような事例がありましたら、そうしたものを積極的に県のほうに報告を上げて、その改修の優先順位を上げていただくことも一つの手ではないかと考えますが、この点についてご意見いただければと思います。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） 町長。

町長（船橋茂久君） まず、結婚の関係でございます。結婚する人に対するいろんな支援ということで、各ステージごとにいろいろどういう支援があるのかということ町できちんとホームページなり、広報なりで町民はもとより、町の外の人にもきちんと分かりやすく広報したほうがいいのではないかとこのことだと思います。それについては、いろいろ我々も努力しながら、なるべく対外的にもそういう広報が届くようにしてまいりたいと思っております。

今のため池でございますけれども、先ほどもお話を申し上げました。我がほうは一番大きな田ノ沢ため池、ご存じのように松野木地区でございます。これも最近はですね、やっぱり稲作の関係で水の需要がですね、そんなに多くないということもございまして、先ほどから申し上げておりますように、溜めるのではなくて、ある程度低水位でため池の維持管理をしているということでございます。そのランクもC、D、Eと、かなりランクは低いということでございますので、それについてはまた県のほうとも相談しながらやっていきたいと思っております。はい、以上です。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君） それでは、私からは、第2点目の子供の貧困についての要保護児童対策地域協議会のネットワークについてお答えいたします。

要保護児童対策地域協議会につきましては、児童虐待、また児童の養護に関する問題、子供と何らかの支援を必要とする子供について支援を考えていく協議会となっておりますが、今年度また、前年度この貧困についての情報提供というのはありませんでした。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、企画政策課長。

企画政策課長（渡邊仁志君）亀田議員の質問の1点目です。住支援の関係ですけども、県のほうと国で補助している結婚新生活支援事業でございますが、まず、補助金額が30万と決まっております、半分は国の補助という形です。ただ、これについては25歳から34歳という年齢制限がございまして、町で行っている住支援については、年齢は設定しておりません。また、金額も50万円、また移住世帯については100万円まで支援するようにしておりますので、断然町のほうの補助金のほうが有利だと考えます。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（飯田千代志君）先ほど町長も申しましたけれど、県のほうとため池とか、樋門とかについては県のほうと密に協議して、毎回情報交換しておりますので、危険な場合についてはそこを改修する、できるようにと検討しております。以上です。

議長（船橋健人君）はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君）そうですね、ありがとうございます。

結婚生活支援事業に関しては、今現在は30万の補助なんですけど、新年度から何か60万ぐらいに上がるという話がありましたので、もしその組み合わせで有利、不利っていうのが使えるような状況になったら、その活用とかも考えていただければと思います。あとは私、以上です。

議長（船橋健人君）以上で4番亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

続いて、3番小笠原智鶴子君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、3番小笠原智鶴子君。

3番（小笠原智鶴子君）通告に従い、質問をいたします。

私からの質問は「病院施設について」でありますけど、まずは、10年ぶりの小児科の再開については関係者の皆さん大変なご苦労があのことで感謝申し上げます。私も当時は子供が大変お世話になり、今では小児科は関わりはないのですが、いずれ孫がお世話になるかもしれませんので、そのときはどうぞよろしく願いいたします。

私事ですが、ここ数年、風邪も引かず、病院に行くとなれば歯科医ぐらいでしたが、年齢的にも健康診断はしなければならぬと思い立ち、昨年中央病院を利用させていただきました。外来診療ではなかったので、対応もスムーズでさほど時間もかからず終わることができました。ただ、内科の患者さんが多く、コロナ禍においては少々密ではないかと感じ、この質問をする経緯に至りました。

病院へは当然体調の悪い方が行くわけで、それを知られたくない人もいると思うので、椅子の配置や血圧計の場所など変えたほうがよいのではないかと思います。

先日叔父の見舞いで病院へ行ったところ、小児科再開に向けての準備が行われていると聞き、外来待合を見たところ、患者さんは数名しか居ませんでしたが、椅子の配置が変わり、とてもすっきりとした印象になり、小児科へも行きやすいと感じました。今後どのような体制で小児科運営をしていくのか、教えていただきたいと思います。

他町村からも患者さんが来るかもしれないし、小児科ついでに内科診療も増えるかもしれません。今後の展開についての考え方もお知らせください。以上、壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、町長。

町長（船橋茂久君）それでは、小笠原智鶴子議員のご質問にお答えをいたします。

「病院施設について」でございますが、当院では、4月の小児科再開に向けて、現在外来診察室の

一番奥にある元の小児科診察室で再開するよう準備を進めているところであります。

この場所で再開する理由といたしましては、
、子供たちが多少活発に動き回ったり、親が授乳やおむつ替えなどをする場合でも、奥であるという意味では、他の診療科を受診する患者に対して気兼ねなく安心して受診できる環境であること。

また、現在「じゅうたん」スペースとなっている外待合部分についても、歩行前の子供や親が床スペースでくつろげる空間が確保できること、さらに、小児科スペースにはトイレが併設されていることから、この奥の場所が病院新築時から小児科用に設計されていることで、他の場所と比較しても優位性が明らかでありますし、保健所への申請も済んでおりますので、配置の変更は考えておりません。

次に、外来の待合についてでございますが、このコロナ禍において極力密にならないよう長椅子の向きや、配置数、配置場所を数か月前に見直いたしました。それにより、患者同士、あるいは血圧計の場所についても以前より周囲との間隔を確保できたと考えております。

また、プライバシーの配慮という点でございますが、現病院は、プライバシーがそれほど問題とされていない時代に設計されております。そのため、外来患者には診察時間まで外待合室でお待ちいただくことで、診療内容が他の患者に聞こえないよう最大限配慮しているところでございますが、医師数が限られており、待合時間短縮の観点から、診察の近づいた患者には中待合室でお待ちいただいている状況でございます。

このようなことから、ご不満もあるかとは存じますが、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、限られた経費やスペースの中で、現在ある資源を最大限に生かしつつ健全な病院事業を運営してまいりたいと考えておりますので、議員各位のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議 長（船橋健人君） はい、3番小笠原智鶴子君。

3 番（小笠原智鶴子君） 現在、議会では、町民アンケートを行っていますが、多少なりとも病院についての意見があります。どんな意見があっても、当町にはなくてはならない病院だと思います。医療従事者の方々のご苦勞もあると思いますが、地域に寄り添った病院として今後ともどうぞよろしくお願いいたします。個人的には健康に気をつけて、病院のお世話にはならないようにしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

議 長（船橋健人君） 以上で、小笠原智鶴子君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。

◇

日程第2、質 疑

議 長（船橋健人君） 日程第2、「議案第1号」から「議案第10号」まで及び「報告第2号」、「議案第11号」から「議案第36号」までの以上37件を議題とし、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

◇

日程第3、予算特別委員会設置

議 長（船橋健人君） 日程第3、予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。「議案第1号」から「議案第10号」までの各案件は、12名の委員をもって構成す

る予算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号」から「議案第10号」までの以上10件については、12名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、審査することに決定しました。

◇

日程第4、議案付託

議長(船橋健人君) 日程第4、議案の付託を行います。

「議案第1号」から「議案第19号」まで及び「報告第2号」、「議案第29号」から「議案第34号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、予算特別委員会及び各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

◇

日程第5、請願付託

議長(船橋健人君) 日程第5、請願の付託を行います。

請願文書表の要旨を事務局長に朗読させます。

事務局長(佐々木一成君) それでは、請願文書表の朗読をいたします。

受理番号、請願第1号。

受理年月日、令和3年2月15日。

件名、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願。

請願者の住所、氏名、青森市大字大野若宮165-19、青森県労働組合総連合、議長、奥村 榮。

請願の要旨。厳しい青森県経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、県経済は深刻な危機に直面しています。特にコロナ禍で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート、派遣、アルバイトなどの非正規雇用や個人事業で働く労働者です。まさに最低賃金や最低賃金程度で働く労働者なのです。コロナ禍を克服し、日本経済と県経済の回復をするために、GDP(国内総生産)の6割を占める国民の消費購買力を高める必要があり、所得の向上がどうしても必要です。最低賃金の引き上げは最低賃金で働く労働者にとってはもちろんですが、労働者の賃金の底上げに直結します。最低賃金の引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。政府による助成や融資、仕事おこしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。労働者、国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業も改善させ、地域循環型経済の確立が可能になります。

以上のことから、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求めるよう国に意見書を提出して下さるよう請願いたします。

紹介議員氏名、田中光弘。

付託委員会、総務福祉常任委員会。以上で請願文書表の朗読を終わります。

議長(船橋健人君) 次に「請願第1号」について、紹介議員の説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、10番田中光弘君。

10番(田中光弘君) 「請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願」の趣旨説明を行います。

昨年の第1回定例会で同趣旨の最低賃金の地域間格差を解消する全国一律最低賃金制度の実現と中小企業支援の拡充を求める請願を全議員の賛同により請願意見書とも採択していただきました。このたびもよろしくお願いたします。

昨年と比べ、青森県の人口は124万人が123万人の1万人の減少、最低賃金は、時給790円だったのが3円、微増の793円であります。最低賃金のランクはA・B・C・Dの4ランクに分かれ、東京はA、青森県はDランクです。そのため、毎年最低賃金で格差がどんどん拡大している現状であります。このランク制を廃止し、国の中小企業支援策の拡充で全国一律最低賃金制にし、地元で働き、地元で結婚し、地元で子供を生み育てることができる制度に転換することが求められています。最低賃金を上げることは、会社の負担が伴うのではないかとの意見もありますが、請願の趣旨は、中小・零細企業への賃金アップ分は国に対して財政措置を求めるものであります。現に国際的に全国一律最低賃金を導入している国では、中小企業への助成や融資、仕事おこしや単価改善として、フランスが2兆2,500億円、アメリカ8,800億円、隣の韓国は9,800億円で、日本は韓国の100分の1以下の87億円です。他国できて、なぜGDP2位の日本が中小企業に対して支援が拡充できないわけがありません。

そこで、一歩でも進めていくためにも、昨年同様、中小企業支援の拡充の実現の趣旨にご賛同いただきますようよろしくお願いたします。

議 長（船橋健人君） 本請願は委員会付託を前提に、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

会議規則第92条第1項の規定により、「請願第1号」は総務福祉常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日6日から7日は町休日のため、休会とします。8日及び9日は予算特別委員会開会のため、また10日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、6日から10日までの5日間は休会となります。

来る3月11日は、午後1時30分から会議を開きます。

なお、予算特別委員会は3月8日午前10時より議場に招集いたします。

本日はこれにて散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後2時34分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、予算特別委員会報告
- 日程第 2、総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 3、議案第20号 平内町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4、議案第21号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5、議案第22号 平内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 6、議案第23号 平内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7、議案第24号 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8、議案第25号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 9、議案第26号 平内町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案
- 日程第10、議案第27号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案
- 日程第11、議案第28号 工事の請負契約の一部変更について
〔デジタル防災行政無線（同報系・移動系）整備工事〕
- 日程第12、議案第35号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13、議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14、発議第1号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案
- 日程第15、議員派遣の件
(追加日程)
- 日程第16、発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案
(町長挨拶)
- 閉会

出席議員 11名

議長 船橋健人君	副議長 木村良一君	2番 田中大君
3番 小笠原智鶴子君	4番 亀田弘徳君	5番 田中茂勝君
6番 太田満則君	7番 七尾潔君	8番 倉内清一君
9番 佐々木徳正君	10番 田中光弘君	

欠席議員 1名

1番 田中聡君

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋茂久君	副町長 山田光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内仁君	総務課指導監 工藤英仁君

企画政策課長	渡邊仁志君	税務課長	藤田一浩君
町民課長	工藤隆之進君	福祉介護課長	塩越信子君
福祉介護課指導監	竹達暁教君	健康増進課長	松山秀子君
健康増進課指導監	大水要君	農政課長・農業委員会事務局長	飯田千代志君
水産商工観光課長	逢坂重良君	地域整備課長	佐々木隆志君
地域整備課上下水道管理室長	三津谷博君	会計管理者	飯田剛志君
平内中央病院事務局長	田中正美君	消防監消防署長	木村秀人君
教育長	渡辺伸一君	学校教育課長	須藤鉄博君
生涯学習課長	船橋英樹君	代表監査委員	畑井伸一君

事務局出席者職氏名

議会議務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山 潤 一

振鈴（午後1時30分開議）

議長（船橋健人君）ただいまから、本日の会議を開きます。出席議員が11人でありますので、会議は成立します。

皆さんに、日程に入る前にお知らせがあります。本日3月11日は、東日本大震災が発生した日であります。本日午後2時46分本会議中でありましたら、震災で被災されました方々に哀悼の意を表し、サイレンが鳴りましたら、1分間の黙とうを行いますので、ご協力をお願いいたします。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、予算特別委員会報告

議長（船橋健人君）日程第1、予算特別委員会から議案審査の報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により「議案第1号」から「議案第10号」までの10件を一括して議題といたします。予算特別委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）8番倉内清一君。

予算特別委員会委員長（倉内清一君）予算特別委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第1号 令和3年度平内町一般会計予算案」、「議案第2号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計予算案」、「議案第3号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計予算案」、「議案第4号 令和3年度平内町水道事業会計予算案」、「議案第5号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計予算案」、「議案第6号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計予算案」、「議案第7号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計予算案」、「議案第8号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計予算案」、「議案第9号 令和3年度平内町介護保険特別会計予算案」、「議案第10号 令和3年度平内町後期高齢者医療特別会計予算案」以上10件について、3月8日、9日、審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

「議案第1号」から「議案第10号」までの10件を一括して採決します。

お諮りします。「議案第1号」から「議案第10号」までの、10件は、委員長報告は、いずれも「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって、「議案第1号」から「議案第10号」までの10件は委員長報告のとおり「可決」されました。



日程第2、総務福祉・経済文教各常任委員会報告

議 長(船橋健人君) 日程第2、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、議案の審査報告書が提出されました。会議規則第37条の規定により「報告第2号」、「議案第11号」から「議案第19号」、「議案第29号」から「議案第34号」まで及び「請願第1号」の以上17件を一括して議題とします。

はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、4番亀田弘徳君。

総務福祉常任委員会委員長(亀田弘徳君) 総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第11号 令和2年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第12号 令和2年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第18号 令和2年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第19号 令和2年度平内町後期高齢者医療特別会計補正予算案」、「議案第33号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更並びに青森県市町村総合事務組合規約の変更について」、「議案第34号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について」以上、7件について、3月10日、審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と、決定しましたので、報告いたします。

また、付託を受けていた「請願第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願」について3月10日審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「採択すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議 長(船橋健人君) ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、10番田中光弘君。

経済文教常任委員会委員長(田中光弘君) 経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。当委員会に付託されました「報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて〔令和2年度平内町一般会計補正予算〕」のうち所管部分、「議案第11号 令和2年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第13号 令和2年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会

計補正予算案」、「議案第14号 令和2年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第15号 令和2年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第16号 令和2年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第17号 令和2年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第29号 漁港整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第30号 港湾整備事業工事分担金賦課徴収について」、「議案第31号 平内町道路線の認定について」、「議案第32号 平内町道路線の廃止について」以上、11件について、3月10日、審査会を開き、慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので、報告いたします。

議長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。（「はい」の声あり）はい、太田満則議員。

6番（太田満則君） 常任委員長に確認をいたします。付託案件で「議案第11号 令和3年度の平内一般会計補正予算案」中、20ページです。ごめんなさい。2年度です、はい。予算中、第2表の繰越明許費に計上された、総務費自動車購入事業。衛生費、つきのき聖苑運営事業。商工費、夜越山施設管理事業、夜越山管理委託事業。それから社会教育費、図書館維持管理の5件つつうのが、この繰越明許費に計上されておりますけども、その5件が審理されたと、審議されたということで、間違いないでしょうか。それ以外はなかったでしょうか。

経済文教常任委員会委員長（田中光弘君） はい、お答えいたします。

それ以外の質問はございませんでした。（「はい」の声あり）はい。

議長（船橋健人君） 質疑を終結します。（「はい、いいでしょうか、引き続き話をしたいでしょうか、はい」の声あり）6番太田議員。

6番（太田満則君） というのはですね。ちょっと皆さんにちょっと確認したいんですけども。これまで、残渣の処理について、処理施設が進まない中、去年の5月の21日付で北斗建設株式会社との工事請負の仮契約が取り交わされたということで、茂浦地区漁村再生交付金事業として、昨年令和2年6月15日「議案第37号」で議会に提出されました。そして6月の19日に議決をしたところでございます。その議決をした。工期は令和2年12月の10日、昨年10日なんだろうが、私、先日もう完成したのかなと、こう思って確認に行きました。何もなくて更地でそのままでした。たまたま近くにいた人が、いだんで確認をしたら、いや、春4月以降でないかと工事とは、こういうような話をしておりました。

もし、私の勘違いですけども、もしですよ。建設が遅れたのであれば、直近の議会に理由を付して議決を得なければならないんでないかなと、こう私は思います。まあ仮に繰越明許でも、なんでも、当然載せなければ駄目だと、私もちょっと調べてみたんですけども、もらった議案とかそういうのを、こう見でみたんですけども、私がなかったの、先ほど話したみたいに、私の勘違いだんであれば、これは申し訳ないなと思いますが、もし、そういう手続きがされてないんであれば、当然、私に教えなければならなかったのではないかな。契約相手に落ち度があるんであれば、それなりの保証も求めることもできるし、話したみたいに、うちのほうでやったのが、違うんです。ここでちゃんと皆さんに同意を求めていましたというんであればそれはそれですけども、どうでしょうか。繰越明許と違って、そういう手続きはとってあったんでしょ。私ちょっとそこら辺が、確認できなかったもんで、私持っている資料でいっぱい調べたんですけども、私の手元にはそれがなかったということで、いまちょっと確認したいなと思います。（「議長、暫時休憩を求めます。」の声あり）

議長（船橋健人君） 暫時休憩いたします。

(午後1時44分 休憩)

(午後1時45分 再開)

議長(船橋健人君) 休憩を取り消し会議を再開します。

質疑を終結し討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより「報告第2号」、「議案第11号」から「議案第19号」まで、「議案第29号」から「議案第34号」まで及び「請願第1号」の以上17件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、報告は「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」、請願は「採択すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「反対」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議がありますので起立によって採決します。「報告第2号」、「議案第11号」から「議案第19号」まで、「議案第29号」から「議案第34号」まで及び「請願第1号」の各案件については、委員長報告は、報告は「承認すべきもの」、議案はいずれも「可決すべきもの」、請願は「採択すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の方はご起立願います。

(起立者：2番田中大議員、3番小笠原智鶴子議員、4番亀田弘徳議員、5番田中茂勝議員、7番七尾潔議員、8番倉内清一議員、9番佐々木徳正議員、10番田中光弘議員、11番木村良一議員)

議長(船橋健人君) 着席願います。

起立多数です。

したがって「報告第2号」、「議案第11号」から「議案第19号」まで、「議案第29号」から「議案第34号」まで及び「請願第1号」の各案件は、「報告」は「承認」議案はいずれも「可決」請願は「採択」と決定しました。



日程第3、議案第20号 平内町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第3、「議案第20号 平内町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、町民課長。

町民課長(工藤隆之進君) (「議案第20号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第20号 平内町青少年問題協議会設置条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第20号」は「可決」されまし

た。



日程第4、議案第21号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第4、「議案第21号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、福祉介護課竹達指導監。

福祉介護課指導監（竹達暁教君）（「議案第21号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい」の声あり）10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）資料を見てですね。資料を見て、この段階、7段階、8段階、9段階のこの変更は、これは被保険者にとっては、寄り添った改正だと評価しております。ここで聞きしたいんですが。国の標準は、9段階でありますけども、県内で9段階以上の多段階の自治体数また、もし段階を増やすならばシステムの改善しなければいかんと、その際システム改善にお金が伴うのか、これについてお伺いいたします。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、竹達指導監。

福祉介護課指導監（竹達暁教君）国の標準的な区分は、議員おっしゃるとおり、9段階であります。これを更に細分化している県内の市町村につきましては、現在、青森市、八戸市含めまして8市町で実施されております。また、第8期から新たに弘前市が13段階に細分化するとの報道が先日ございました。これに伴うシステム改修の経費につきましては、特にかからないということになっております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君）この段階のこの流れを見ますとですね、まず2000年から始まったこの制度。3期目の時に、5段階から6段階に細分化したと。次に、6期2015年から17年の期間の6期の時に国が定める、介護保険の財源全体に占める、保険料の負担割合が21パーセントから22パーセントに上がり、保険料の基準額が変わったことによって段階が、6段階から9段階に細分化された、これは国の標準としての段階となったわけでありまして、しかしながらこの、今の2025年の団塊世代、また遠く2045年の団塊ジュニア世代というふうなことで、国としてもそれに向けて、介護の保険についても検討してくださいというふうな各自自治体に通達出していると思うんです。そこでですね、この段階を増やすかというのは、市町村の状況によっては変更が可能だということになっております。現にですね、今の8期目になることによって、11段階から14段階に多段階すると、14段階のところも17段階に増やしていると、これは負担能力に応じた、負担を求めるという観点からいけば、今後のことを考えた場合に、次期に向けてやっぱりそういう平内町も9段階から多段階、増やしていくという検討をしていくべきだと思いますけども、そのことについての考えを示してください。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、竹達指導監。

福祉介護課指導監（竹達暁教君）お答えします。保険料の細分化につきましては、次の第9期においてもまた、被保険者の皆様に更なる引き上げをお願いしなければならないと、こういった算定試算になった場合については、低所得者層に配慮するとともに、負担能力に応じた、きめ細かな設定とするために、考慮していきたいと思っております。以上です。

議 長（船橋健人君） 質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第21号 平内町介護保険条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「議案第21号」は「可決」されました。

◇

日程第5、議案第22号 平内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君） 日程第5、「議案第22号 平内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」を議題といたします。

本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、竹達指導監。

福祉介護課指導監（竹達暁教君）（「議案第22号」について説明した）

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第22号 平内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって「議案第22号」は「可決」されました。

◇

日程第6、議案第23号 平内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君） 日程第6、「議案第23号 平内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、健康増進課長。

健康増進課長（松山秀子君）（「議案第23号」について説明した）

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第23号 平内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」は

「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第23号」は「可決」されました。



日程第7、議案第24号 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第7、「議案第24号 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、健康増進課長。

健康増進課長(松山秀子君) (「議案第24号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第24号 平内町乳幼児・子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第24号」は「可決」されました。



日程第8、議案第25号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第8、「議案第25号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) 大水指導監。

健康増進課指導監(大水 要君) (「議案第25号」について説明した)

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第25号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第25号」は「可決」されました。



日程第9、議案第26号 平内町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案

議長(船橋健人君) 日程第9、「議案第26号 平内町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、農政課長。

農政課長・農業委員会事務局長（飯田千代志君）（「議案第26号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第26号 平内町特別導入事業基金条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第26号」は「可決」されました。



日程第10、議案第27号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第10、「議案第27号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、地域整備課長。

地域整備課長（佐々木隆志君）（「議案第27号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第27号 平内町漁港管理条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第27号」は「可決」されました。



日程第11、議案第28号 工事の請負契約の一部変更について〔デジタル防災行政無線（同報系・移動系）整備工事〕

議長（船橋健人君）日程第11、「議案第28号 工事の請負契約の一部変更について〔デジタル防災行政無線（同報系・移動系）整備工事〕」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第28号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第28号 工事の請負契約の一部変更について〔デジタル防災行政無線（同

報系・移動系)整備工事]」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君)異議なしと認めます。したがって「議案第28号」は「可決」されました。



日程第12、議案第35号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長(船橋健人君)日程第12、「議案第35号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり)町長。

町長(船橋茂久君)(「議案第35号」について説明した)

議長(船橋健人君)ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君)質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君)討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第35号 平内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は「同意」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君)異議なしと認めます。したがって「議案第35号」は「同意」されました。



日程第13、議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長(船橋健人君)日程第13、「議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり)町長。

町長(船橋茂久君)(「議案第36号」について説明した)

議長(船橋健人君)ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君)質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君)討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第36号 平内町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は「同意」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君)異議なしと認めます。したがって「議案第36号」は「同意」されました。



日程第14、発議第1号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案

議長(船橋健人君)日程第14、「発議第1号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則

案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5 番（田中茂勝君）「発議第1号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」について、御説明申し上げます。全国的に議員のなり手不足が喫緊の課題となっており、女性や若者をはじめ、多様な層の住民が議員に立候補し、活躍できる環境を早急に整備するよう全国町村議会議長会では、あらゆる場において政府・国に対して要請してきたところであります。

議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産、育児、介護など議員として活動するにあたっての諸要因に配慮するため、議会への欠席事由を整備するとともに出産に係る産前・産後の欠席期間を会議規則において規定するものであります。

また、政府においては、規制改革実施計画等に基づき、全ての行政手続における押印義務を廃止する方向で検討が行われているところであり、こうした動きを踏まえ、議会への請願手続きについても、請願者の利便性の向上を図るため、押印を義務付けている会議規則の一部を改正するものであります。

以上のことから、私が提出者となり、七尾潔議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第1号 平内町議会会議規則の一部を改正する議会規則案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「発議第1号」は「可決」されました。



日程第15、議員派遣の件

議長（船橋健人君）日程第15、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元にお配りしてあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。

ここで、資料配布のため暫時休憩します。

（午後2時30分 休憩）

（午後2時31分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

ただいま、亀田弘徳君ほか4名の連名により「発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充

を求める意見書案」が提出されました。

この際「発議第2号」を日程に追加し議題とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。

したがって「発議第2号」は日程に追加し、議題とすることに決定しました。



日程第16、発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案

議長(船橋健人君) 日程第16、「発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」を議題とします。本案について提出者の説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、4番亀田弘徳君。

4番(亀田弘徳君) 「発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」について、御説明申し上げます。

厳しい青森県経済にコロナ禍が追い打ちをかけ、県経済は深刻な危機に直面しております。特に、コロナ禍で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、パート・派遣・アルバイトなどの非正規雇用や個人事業で働く労働者です。コロナ禍を克服し、日本経済と県経済を回復するためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠であります。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっております。最低賃金を引上げるためには、中小・零細企業の支援が必要であり、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が必要です。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域の中小零細企業の営業も改善させ地域循環型経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。

以上のことから、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求めるよう私が提出者となり、太田満則議員ほか3名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。

議長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「発議第2号」は「可決」されました。



議長(船橋健人君) 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおり「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。



議長（船橋健人君）以上で今定例会の全日程が終了しました。

閉会にあたり町長より御挨拶があります。（「議長」の声あり）町長。

町長（船橋茂久君）それでは、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会いたしました本定例会では、令和3年度一般会計予算案をはじめ、各特別会計予算案、令和2年度の各会計補正予算案、条例の改正案について、また平内町教育委員会委員並びに平内町固定資産評価審査委員会委員の人事案件など、あわせて37件提案していましたが本日、全案件ともそれぞれ御議決・御承認・御同意を賜り誠にありがとうございました。すべての日程が順調に推移し、本日無事に終了できましたことに対しまして、厚く御礼申し上げます。

一般質問あるいは、予算特別委員会、また各常任委員会等、本会議中に賜りました皆様方の御意見等を参考に今後私をはじめ、職員一同住民生活の安定と、福祉の向上のために精神誠意努力して参りたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、令和2年度も、残すところ20日あまりとなりましたが、この1年間4回の定例会をはじめ、5回の臨時会の開催と、多くの分野におきまして皆様方の御協力賜りました。御陰様で町政運営につきましても遅滞なく順調に推移することができました。誠に有難く心から感謝を申し上げる次第でございます。

年度末を控え、今年度の事務事業に遺漏のないように細心の注意を払うとともに、新年度に備えたいと考えておりますので、皆様方には引き続きの御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。皆様方には新年度も是非これまで以上の御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。閉会にあたっての挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

議長（船橋健人君）

これをもちまして、令和3年第1回平内町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

（午後2時40分 閉会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員